

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

資料2-3（別添2）

主要事業	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和5年度までの主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課	備考				
1	I	1	(1)	1-(1)-①	幼児教育の無償化 子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を提供するため、幼稚園・保育所などを利用するすべての3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯の利用料を無償化するため、県負担分を支給した。	今後も子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を提供できるよう、適正な給付に努める。	保育所給付費負担金	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課					
							幼稚園給付費負担金	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課					
							認定こども園給付費負担金	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課					
							小規模保育給付費負担金	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課					
							家庭的保育給付費負担金	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課					
							居宅訪問型保育給付費負担金	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課					
							事業所内保育給付費負担金	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課					
							私設保育施設等利用料補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課					
							子ども・子育て支援法改正法に基づき、市町村が実施する事業の給付費の1/4を負担することによって、幼児教育の利用者負担が軽減された。	法に基づき、子どもたちに質の高い児童教育の機会を保障するため、幼稚園の利用料の無償化を行う。	私立幼稚園利用給付費負担金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課			
2	I	1	(1)	1-(1)-②	実費徴収補正給付事業費補助（私立幼稚園） 幼児教育・保育無償化に合わせて負担が増える世帯が生じないように、給食費として私立幼稚園が徴収する費用のうち、副食材料費相当分について、低所得世帯の園児及び第3子以降の園児を対象に一部を補助します。	法に基づき、給食費として私立幼稚園が徴収する費用のうち、副食材料費相当分について、低所得世帯の園児及び第3子以降の園児を対象に一部を補助する。	実費徴収補正給付事業費補助（私立幼稚園）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課					
							県内33市町村に対して、幼稚園・保育所などを利用するすべての3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯の負担分を支給した。	今後も、幼稚園教諭や保育士などの処遇を改善するため、適正な給付に努める。	保育所給付費負担金、幼稚園給付費負担金、小規模保育給付費負担金、家庭的保育給付費負担金、事業所内保育給付費負担金	再掲	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課			
									私立幼稚園に対して、県上げによる教員の処遇改善や、勤続年数の長い教員の処遇改善を行った。	引き続き、私立幼稚園に対して、県上げによる教員の処遇改善や、勤続年数の長い教員の処遇改善を行う。	私立学校経営費補助（県単・国庫対象）（一部）	本拠	一部	福祉子どもみらい局	私学振興課	
									幼稚園教諭、保育教諭、保育士などのキャリアアップの取組みの実施 職員の経験年数など、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。また、関係団体が行う同様の取組みに対し、支援を行います。	（保育C）保育所に勤務する保育士向けの研修等を実施する保育センターへの運営費の補助を実施した。	（保育C）保育サービスの質の向上を目的とした研修等を継続実施するため、保育センターへの運営費の補助を継続する。	保育センター運営費補助、保育エキスパート等研修事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
									職員の経験年数など、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。また、関係団体が行う同様の取組みに対し、支援を行います。	職員の経験年数など、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。また、関係団体が行う同様の取組みに対し、支援を行います。	私学団体補助金（一部）、私立学校教職員等研修事業費（一部）	本拠	一部	福祉子どもみらい局	私学振興課	
									・文部科学省委嘱幼稚園教諭課程等神奈川県研究協議会、関係団体協議会等を行い、教員のスキル向上のため協議会を実施した。 ・幼稚園・こども園等の職員を対象に研修を実施する団体に対して、奨励金を給付した。	・幼稚園・こども園の教員のニーズを把握し、多くの教員が参加できる協議会や研修会などを検討していく。	義務教育重点課題研究費（一部）、幼稚園教諭充実事業費（国庫対象）	本拠	一部	教育局	子ども教育支援課	
									・公立小・中学校（政令市・中核市を除く）への対応として、4教育事務所に計50人のスクールソーシャルワーカーおよび計4人のスクールソーシャルワーカーカードバイザーを配置した。 ・教育員に2人のスクールソーシャルワーカーと1人のカードバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに対する適切な指導・支援を行った。	・子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化の中で、児童・生徒の自殺の増加や子どもの虐待、ヤングケアラーなど子どもたちが抱える課題は、一層複雑化、深刻化している。声を上げることができない子どもや、置かれている状況に無自覚である子どもを支援するため、子どもニーズが顕在化している状況を的確に把握し、早い段階で発見し、福祉の専門家を活用して支援機関につなぐことができるように、学校における教育相談体制のさらなる充実が必要である。	スクールソーシャルワーカー活用事業費	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課	
									・「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーをすべての県立高等学校・中等教育学校に配置した。 ・年間を通じて、教職員・生徒・保護者との面談、関係機関とのケース会議等を18,654回実施した。 ・相談内容で多いのは、家庭環境、心身の健康・保健、発達障害、不登校・長期欠席であった。 ・解決・好転率は75.3%であった。 ・連携した関係機関で多いのは、児童家庭福祉の関係機関、保健・医療の関係機関であった。	・県立高校スクールソーシャルワーカーをすべての県立高等学校・中等教育学校に配置し、校内支援体制の充実を図る。 ・学校との関わりが希薄な不登校の生徒への支援体制を強化していく必要がある。	県立高校スクールソーシャルワーカー配置事業費	本拠	全部	教育局	学校支援課	
									・公立小・中学校（政令市を除く）への対応として、すべての中学校（174校）にスクールカウンセラーを配置するとともに、重点配慮校24校から90校に拡充した。また横須賀市及び4教育事務所に配置しているスクールカウンセラーカードバイザーの勤務日数を年間24日から208日に拡充し、スクールカウンセラーに対する助言を行うことで、課題の解決や資質の向上、教育相談体制の充実、問題行動等の未然防止や早期改善等を図った。	・児童・生徒を取り巻く環境が、深刻化・複雑化している中で、児童・生徒一人ひとりが抱える課題への対応や問題行動等の早期対応ができるよう、学校における教育相談体制のさらなる充実が必要である。	スクールカウンセラー活用事業費（国庫対象）	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課	
・「心の専門家」であるスクールカウンセラーをすべての県立高等学校及び中等教育学校に配置した。 ・年間を通じて、教職員・生徒・保護者からの相談件数は24,997件だった。 ・相談内容で多いのは、心身の健康・保健、友人・異性関係、長期欠席・不登校、自己性格であった。解決・好転率は69.7%であった。 ・研修会の講師として講話等を行った実績は184回、参加人数は25,032人であった。	・引き続き、スクールカウンセラーをすべての県立高等学校・中等教育学校に配置し、校内支援体制の充実を図る。 ・引き続き児童生徒を抱える生徒に対応できるようにスクールカウンセラーの資質向上に向けた研修会の開催、スクールカウンセラーカードバイザーの巡回指導を行う。	県立高校スクールカウンセラー配置事業費	本拠	全部	教育局	学校支援課										

神奈川県子ども貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

資料2-3（別添2）

主要事業	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和5年度までの主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本県・再掲	全部・一部	局	所管課	備考
1	2	(1)	2-1-(1)③	教育相談の推進 一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施する。具体的には、幼児から18歳くらいまでの子どもの学校教育に関する相談や、支援を必要とする児童・生徒の貧困、教育に関する相談を本人、保護者、教員を対象としています。	子どもに関する悩みや困りごとに対して、来所相談、電話相談、Eメール相談、SNS相談等を実施し、計16,363件の相談に対応した。多様な子どもたちの相談に対して適切に対応していくため、専門性を高める研修やケース会議等を通して相談員のスキル向上を図った。相談の内容や緊急度に応じて、児童相談所や教育局担当部署と連携を行った。	社会状況の変化等により、家庭や学校生活で困難な状況に直面している子どもたちが増えると考えられる。引き続き、子どもたちの命に関わる緊急性を要する相談等、多様なニーズに適切に対応していくため、より専門性を高める研修やケース会議等を通して、相談員のスキル向上を図り、相談者に寄り添ったきめ細かい相談を実施していく。	教育相談等事業費	本拠	全部	教育局	教育局総務課（総合教育C）	
21	2	(2)	2-2-(1)①	教育水準の維持・向上 全県どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準である「学習指導要領」を定めており、県教育委員会では、「学習指導要領」が円滑かつ着実に実施されるよう、市町村教育委員会及び各学校を支援し、県の教育水準の維持・向上を図ります。	・幼稚園、小学校、中学校の教員や市町村教育委員会の指導主事を対象とする教育課程研究会や学習指導及び学習評価に関する会議等を実施した。 ・教育関係団体が実施する研究や研修に関する経費を助成した。 ・小学校生活をスムーズにスタートできるよう、児童を支える取組や相談窓口等を紹介するリーフレットを作成し、公立小学校1年生の全児童に配付した。	・引き続き、市町村教育委員会及び各学校を指導、支援、援助し、県の教育水準の維持・向上を図ることが必要である。	義務教育重点課題研究費	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課	
22	2	(2)	2-2-(2)②	確かな学力向上の推進 「学習指導要領」を踏まえ、子どもたちの確かな学力の向上を図るために、基礎的・基本的な知識、技能などの習得や、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成に加え、子どもたちの「学びに向かう力」の充実に向け、授業の質の向上をめざした校内研修・研究の推進を図ります。	・児童・生徒の学習意欲を高め、学びの質を向上させるために、17市町村を「学びつくり推進地域」に指定し、「学びつくり推進地域研究委員会」を実施した。研究成果は、かながわ学びつくりシンポジウム等で周知した。 ・かながわ学びつくりシンポジウムを会場オンラインでハイブリッド開催し、学校関係者、児童・生徒、大学生、保護者、学識経験者などが学力の向上について議論した。	・新しい時代に生きる力の育成、児童・生徒の「学びに向かう力」の醸成、児童・生徒一人ひとりに応じた指導・支援の充実、家庭・地域とともに取り組むリキウム・マネジメントの充実・改善に向けて、引き続き「学びつくり推進地域研究委員会」を実施することが必要である。	かながわ学力向上実践推進事業費	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課	
23	2	(2)	2-2-(3)③	学習指導方法の工夫・改善 公立小・中学校における少人数学級やチームティーチング、習熟度別指導などの学習指導について、市町村教育委員会が児童・生徒の状況に応じて指導形態を選択し対応できるよう、国からの追加措置を活用し教員を配置します。	令和5年度は、小学校458人、中学校446人を配置した。各校の実績（毎年「児童生徒の状況、学校経営計画等」）に合わせて、計画的に配置している。	令和3年度から小学校における35人以下学級が段階的に導入されることとなっており、児童・生徒一人ひとりの発達や学びを実現するためには、従来から実施しているチーム・ティーチングや習熟度別指導など、様々な指導方法を用いることも重要であるため、指導方法の工夫改善を行うための教員数の確保について、				教育局	教職員人事課	
24	2	(2)	2-2-(4)④	一時保護児童教育推進事業 一時保護所を併設している児童相談所（中央（R3～R6））にそれぞれ教員資格者を配置し、児童が一時保護され、学校へ進学できない間も、継続して教育を受けられるよう、配慮します。	一時保護所を併設している児童相談所に教員資格者を配置することで、児童が継続かつ安定して学習を受けられるように配慮した。	一時保護所での安定した学習の機会を確保するだけでなく、今後の課題として、一時保護された児童の学校支援についても検討する必要がある。	一時保護児童教育推進事業費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
25	2	(2)	2-2-(5)⑤	教員向け研修の実施 初任者研修の中で、子どもの貧困の現状を知り、子どもの人権を守る具体的な対応について理解を深める研修を行います。また、子どもの貧困に関する県民向けフォーラムを教員向け研修講座に位置付け、子どもの貧困の理解促進を図ります。	子ども支援研修会の受講を職員向け研修講座に位置付けることで、子どもの貧困の理解促進を図った。 【令和5年度実績】 ・子ども支援研修会1回	引き続き研修会等を実施し、子どもの貧困など困難な環境にある子どもたちを支援し、すべての子どもの子どもたちの未来を担うための取組の推進の醸成を図る。	子どもの貧困対策推進事業費（県単）	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
26	2	(2)	2-2-(5)⑤	初任者研修の中で、子どもの貧困の現状を知り、子どもの人権を守る具体的な対応について理解を深める研修を行います。また、子どもの貧困に関する県民向けフォーラムを教員向け研修講座に位置付け、子どもの貧困の理解促進を図ります。	初任者研修講座で全校種を対象に「人権教育」を実施した。その間、子どもたちの貧困について扱った「子ども支援WEB講座（次世代育成課）」を教員向け研修講座として位置付け。	次年度も同様に実施していく。	教育課題研修等事業費（総教C）	本拠	一部	教育局	教育局総務課（総合教育C）	
27	3	(1)	3-1-(1)①	キャリア教育の推進 県立高等学校などにおけるキャリア教育の推進の視点を含めた指針に基づき、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などを育成するため、「キャリア教育実践プログラム」によって学校の教育活動全体を通じた計画的・体系的なキャリア教育を推進します。	令和5年度実施事業 ・「キャリア教育実践プログラム」を全校、中高等学校に配置した。子どもの貧困について扱った「子ども支援WEB講座（次世代育成課）」を教員向け研修講座として位置付け。	新型コロナウイルス流行時に、様々な制限の中で生活してきた高校生への影響を踏まえ、今後のキャリア教育の一助となるような取組も検討している。				教育局	高校教育課	
28	3	(1)	3-1-(2)②	高校生世代自立支援事業 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいテラス」の設置などを行います。	令和5年度実施事業 ・「福祉の専門員」であるスクールソーシャルワーカーをすべての県立高等学校・中等教育学校に配置した。 ・年間を通して、教職員・生徒・保護者との面談、関係機関とのケース会議等を18,654回実施した。 ・相談内容で多いのは、家庭経済、心身の健康・保護、発達障害、不登校・長期欠席であった。 ・解決・好転率は75.3%であった。 ・連携した関係機関で多いのは、児童家庭福祉の関係機関、保健・医療の関係機関であった。		高校生世代自立支援事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	青少年課	
29	3	(2)	3-2-(1)①	スクールソーシャルワーカー配置活用事業（再掲） 課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築などにより、問題行動などの未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的知識や経験を有する者を「スクールソーシャルワーカー」（SSW）として学校へ派遣します。	・引き続き、スクールソーシャルワーカーをすべての県立高等学校・中等教育学校に配置し、校内支援体制の充実を図る。 ・学校との関わりが希薄な不登校の生徒への支援体制を強化していく必要がある。	県立高校スクールソーシャルワーカー配置事業費	再掲	全部	教育局	学校支援課		
30	3	(2)	3-2-(2)②	柔軟な学びのシステムを活用 県立高等学校においては、生徒の多様な学習のニーズに対応する柔軟な学びのシステムのひとつとして、意欲ある若者に広く学習機会が提供できるよう、進路変更による修業年限の弾力化や高校中退者の積極的な受け入れを行うとともに、こうしたしくみについて周知を行うなどの支援を進めます。	転入学については、積極的な進路変更の希望者（1名）と教員研修を必要とする転学希望者4名がいた。中途退学者募集においては、募集定員35人に対して1人が受検し、1人が合格しました。	今後も引き続き、積極的な進路変更や教育制度の必要とする入学者の受け入れ、入学者選抜における中途退学者募集を実施し、就学継続のための支援を行うとともに、しくみの周知に努めます。			教育局	高校教育課		
31	3	(2)	3-2-(3)③	かながわ若者サポートステーション事業 仕事に就いておらず働くことに悩みを抱える若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。また、若者が無業者などとなることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行います。	臨床心理士等によるカウンセリングや、働く意欲を高めるための支援プログラム（就業体験、ソーシャルスキルトレーニング、パソコン講座など）を実施した。また、自治体の福祉主管課へのアウトリーチ支援やコロナ禍で広がったオンライン面接に対応するため、オンライン面接のコツやZoomの使い方など実践的講座やセミナーを実施した。	若者の職業的自立支援について、より多くの支援を必要とする若者に地域若者サポートステーションを利用してもらうため、個別・継続的な支援を包括的に実施するとともに、支援内容等の周知を強化する。	かながわ若者サポートステーション事業費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	青少年課	
32	3	(2)	3-2-(4)④	高校生世代自立支援事業（再掲） 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいテラス」の設置などを行います。	令和5年度実施事業 ・「福祉の専門員」であるスクールソーシャルワーカーをすべての県立高等学校・中等教育学校に配置した。 ・年間を通して、教職員・生徒・保護者との面談、関係機関とのケース会議等を18,654回実施した。 ・相談内容で多いのは、家庭経済、心身の健康・保護、発達障害、不登校・長期欠席であった。 ・解決・好転率は75.3%であった。 ・連携した関係機関で多いのは、児童家庭福祉の関係機関、保健・医療の関係機関であった。		高校生世代自立支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	青少年課	
33	3	(2)	3-2-(5)⑤	学び直し支援等事業 高等学校などを中途退学した方が再び高等学校などへ学び直す機会を、法律上の就学支援金（府期）である36月（定時制・通則制は48月）を経過した後も、卒業までの間（最長2年）、継続して就学支援金相当額を支給します。	公立高等学校の生徒202人に対して支援金を支給したことにより、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	継続して実施	学び直し支援等事業費	本拠		教育局	財務課	
34	3	(2)	3-2-(5)⑤	高等学校などを中途退学した方が再び高等学校などへ学び直す機会を、法律上の就学支援金（府期）である36月（定時制・通則制は48月）を経過した後も、卒業までの間（最長2年）、継続して就学支援金相当額を支給します。	学び直し支援金の対象者に対して、就学支援金相当額の支給を行った。	高等学校などで学び直す機会に、継続して支援を行う。	高等学校等就学支援事業補助金（一部）	本拠	一部	福祉子どもみらい局	私学振興課	
35	4	(1)	4-1-(1)①	生活保護（進学準備給付金） 貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもを自立を促すために、無所属の福祉事務所内（町村部）の生活保護世帯の子どもと大学などへの進学時に、新生活立上げ費用として、給付金を支給します。	生活保護世帯の高校生が、大学等に進学した場合には、自費からの進学には10万円、転居を伴う進学には30万円を給付として支給している。大学等への進学を目標に、希望を持つことができ、貧困の連鎖を断ち切る要因となる。	生活保護世帯の高校生の大学等への進学率は未だ低値である。子どもたちが、進学を含め、将来に希望を持ち、社会の担い手として活躍することが出来るよう適切な支援を継続していく。	進学準備給付金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	生活保護課	
36	4	(1)	4-1-(2)②	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支援金） 配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金の貸付を行います。	（主な取組実績） 令和5年度母子父子寡婦福祉資金貸付金実績 修学資金：185件 技能習得資金：7件 修業資金：13件 生活資金：6件 就学支援資金：108件 （効果） 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上に寄与していることが確認された。	引き続き、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に対し、その自立に必要な福祉資金の貸付を始めとして生活全般に向けた指導を行い、自立援助と福祉の向上を図る。	母子父子寡婦福祉資金貸付金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
37												

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

資料2-3（別添2）

主要実施	大柱	小柱	取組の取組み	取組の内容	令和5年度までの主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課	備考	
38	1	4	(1)	4-(1)-③	県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業 県立産業技術短期大学校では、高等学校の新規卒業生などを対象に、実践技術者を育成するための専門高度な職業訓練を実施しております。なお、一定の学業成績に達してかつ、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者については、授業料の全部もしくは一部を免除します。	産業技術短期大学校における令和5年度の定員200名、入校者数137名、修了者数25名、就職者数23名、就職率96.1%（修了時点）、就職率は「（修了就職者・就職中退）/（修了者+就職中退）」で算出。 実践技術者として必要な専門的知識、高度な技術・技能を習得するための訓練を実施した。	産業技術短期大学校における令和6年度の定員200名、入校者数100名、引き続き実践技術者として必要な専門的知識、高度な技術・技能を習得するための訓練を実施する。	専門課程訓練事業費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課	
39	1	4	(1)	4-(1)-④	かながわ農業アカデミーの授業料の減免制度 かながわ農業アカデミーにおいて、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者について、授業料の全部もしくは一部を免除します。	相談件数3件 減免件数3件 生活困窮であった学生が当該制度を利用し、学費に負担を抱えず卒業に専念し、卒業することができた。	生活困窮により学業の継続が困難な学生に対し、当該制度を紹介し、活用を誘導していく。	-	-	-	環境農政局	農業振興課（かながわ農業アカデミー）	
40	1	4	(1)	4-(1)-⑤	かながわ農業アカデミー特別 かながわ農業アカデミーにおいて、学生が授業料などの資金を融資機関から無利子で借り入れることができるように、県が融資機関に対して利子補給を行います。	資金借入件数4件 利子補給件数7件 借付が利子補給することにより、無利子で返済することができ、資金利用者が授業料や教材費に不安や負担を感じずに卒業に専念し、卒業することができた。	引き続き円滑に制度を運用していく	抱い手育成資金等利子補給等事業費	本拠	一部	環境農政局	農業振興課（かながわ農業アカデミー）	
41	1	4	(1)	4-(1)-⑥	県立保健福祉大学の入学料、授業料の減免制度 県立保健福祉大学の入学料、授業料の減免制度県立保健福祉大学において、一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者について、入学料、授業料を減額、又は免除します。	【取組実績】 一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料等の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者への入学料、授業料を減額、又は免除しました。 ・入学料減免実績：17名 3,000,000円 ・授業料減免実績：155名 31,890,100円（※人数は延べ人数） 【効果】 真に支援が必要な低所得者世帯の者の入学料、授業料を減額、又は免除し、その修業に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができるようになる。経済的負担を軽減し、進学率向上に寄与する。	引き続き、一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料等の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者についての入学料、授業料の減額、又は免除を行ってまいります。	保健福祉大学交付金（修学支援費）	-	-	健康医療局	医療整備・人材課（県立保健福祉大学）	
42	1	4	(1)	4-(1)-⑦	県立看護専門学校の入学料、授業料の減免制度 県立看護専門学校において、学業が優秀であり、かつ、経済的理由により授業料などの納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者について、入学料、授業料を減額、又は免除します。	【取組実績】 一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料等の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者への入学料、授業料を減額、又は免除しました。 ・入学料減免実績：19名 1,190,200円 ・授業料減免実績：137名 9,201,800円 【効果】 真に支援が必要な低所得者世帯の者の入学料、授業料を減額、又は免除し、その修業に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができるようになる。経済的負担を軽減し、進学率向上に寄与する。	引き続き、一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料等の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者についての入学料、授業料の減額、又は免除を行ってまいります。	・ 衛生看護専門学校維持費 ・ よこはま看護専門学校維持費 ・ 平塚看護大学校維持費	-	-	健康医療局	医療整備・人材課（各県立看護専門学校）	
43	1	4	(1)	4-(1)-⑧	神奈川県看護師等修学資金貸付金 県内の養成施設に在学し、卒業後に「県内で看護職として従事する」意思がある者へ、進学の修学資金を貸し付ける制度で、条件に合致する場合は返還免除を受けることが可能です。一般貸付と特別貸付があり、貸付額の多い特別貸付については、市町村民税非課税世帯もしくは市町村民税所得割非課税世帯の者を対象とします。	【特別貸付取組実績】 保健医療人材を確保するため、県内養成施設に在学し、卒業後に県内で看護職に従事する意思がある者へ修学資金を貸し付ける事業として、特別貸付としては、住民税が非課税の世帯又は均等割のみの世帯の者を対象に以下の貸付を実施した。 貸付人数・貸付金額 45人・22,400,000円 【効果】 修学資金を貸付けることで、子どもの修学を支援し、進学率向上に寄与する。	意欲と能力のある者が、その経済的状況に問わず修学の機会を得られるよう、今後も事業を継続実施する。	看護師等修学資金貸付金（基金）	本拠	全部	健康医療局	医療整備・人材課	
44	1	4	(1)	4-(1)-⑨	私立専門学校修学支援負担金 真に支援が必要な低所得者世帯の学生の経済的負担を軽減するため、授業料などの減免を実施した私立専門学校に対して、補助金を支給します。	住民税非課税世帯等対象に、授業料などの減免を実施した私立専門学校に対して、費用を支弁した。	法に基づき、真に支援が必要な低所得者世帯の学生の私立専門学校が実施する修学支援に対して減免費用を支弁する。	私立専門学校修学支援負担金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課	令和2年度新規事業
45	1	5	(1)	5-(1)-①	児童保護措置費 児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。そのうち、「教育費」としては、義務教育用の学習用品、教材費、遊学費、部活動費、学習塾費が公費負担対象です。	適切な養育が必要な児童を保護し、民間児童福祉施設への入所や里親への養育委託等の措置を行った場合の施設運営、児童養育等のための経費を支弁した。 また、令和5年度から、費目の種類として、新たな預かり補償費が追加された。	措置要綱にない、児童の養育に資するよう、適切な措置費を国・県で負担する。	児童保護措置費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
46	1	5	(1)	5-(1)-②	県立児童福祉施設学校教育推進事業 県立児童福祉施設に入所する児童・生徒の教育を奨励するため、その担能力の程度に即し、就学に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担した。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担する。	おおいそ学園入所児童支援費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
47	1	5	(1)	5-(1)-③	特別支援教育就学奨励補助金 市町村が事業主体となっており、特別支援学校などに就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その担能力の程度に即し、就学のために必要な経費を支弁した。国がその経費の一部を補助します。	・特別支援学校51校（県立29校、市立20校、私立2校）、支弁対象人数7,427名入支給した。 ・保護者等の経済的負担を軽減することにより、特別支援学校への就学を促進し、教育の機会均等、特別支援教育の振興が図られた。 ・特別支援教育就学奨励補助金217,836,000円	・今後も引き続き国の方針に基づき、特別支援学校などに就学する児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図っていく必要がある。 （国補助助額）	-	-	教育局	子ども教育支援課		
48	1	5	(2)	5-(2)-①	特別支援教育就学奨励費 各家庭の収入に応じて、特別支援学校の通学にかかった通学費、給食費、学習用品費などを支給します。	特別支援学校51校（県立29校、市立20校、私立2校）、支弁対象人数7,427名入支給した。 ・保護者等の経済的負担を軽減することにより、特別支援学校への就学を促進し、教育の機会均等、特別支援教育の振興が図られた。 ・特別支援教育就学奨励補助金217,836,000円	・支弁区分を決定するために、保護者等から書類を受領する必要があり、未提出者については対応が遅くなる。そのため、学校が未提出者の手続きを促すために研修の場等を利用して周知を継続的に行う。	特別支援教育就学奨励費	本拠	全部	教育局	特別支援教育課	
49	1	5	(2)	5-(2)-②	特別支援学校高等部における進路指導の充実 生徒の進路指導のあり方や、進路先の開拓の取組み、卒業後のフォローアップもめいた学校から社会生活への移行期の取組みについて、情報交換や研究を行い、進路指導の充実を図るため、進路指導連絡協議会を実施します。	・全体会は集合開催を2回実施し、各層別部会を14回実施した。 ・知的障害部会について、進路支援に関する情報提供や各校の進路指導の現状等の情報交換を行った。 ・特別支援学校高等部の進路指導の現状、動向、課題等について社会状況の変化もふまえ、関係間で引き続き定期的な情報共有を図る機会が必要である。	-	-	-	教育局	特別支援教育課		
50	1	5	(2)	5-(2)-③	進路指導推進事業 生徒の社会的自立の促進のため、産業現場などにおける実習を実施するとともに、職場実習先の開拓や職場実習先への理解啓発を行います。また、就労促進のため、清掃技能検定を実施するとともに、社会教育施設などで清掃実習を実施します。	・企業等の協力を得て生徒の産業現場における実習を実施した。知的障害教育部署等部生（生徒）242名（第16回）実習者数：25校 273名（第17回）	・特別支援学校生徒の実習先企業の開拓を拡大強化する必要があるため、県教育委員会のホームページ上に、特別支援学校就労支援に関するリーフレット「自立を促す」などの情報を掲載し、広く周知する。	就学・教育・進路指導費	本拠	一部	教育局	特別支援教育課	
51	1	5	(2)	5-(2)-④	清掃技能検定は、集合開催と自校開催の両方を実施した。実施者数：23校 242名（第16回）実習者数：25校 273名（第17回）	・清掃技能検定に係る審査委員養成研修及び清掃技能検定の実施に係る検討会議を実施している。	清掃技能検定・実習事業費	本拠	全部	教育局	特別支援教育課		
52	1	5	(3)	5-(3)-①	外国人学校生徒等支援事業 外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所得区分ごとに学費負担の軽減を図ることを目的とする補助を行います。	外国人学校に通う子どもが安心して学ぶことができるよう、所得区分ごとに学費負担の軽減を図るために補助した。	家計における学費負担軽減の観点から、外国人学校生徒等学費補助を継続して実施する。	外国人学校生徒等学費補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課	
53													

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

資料2-3（別添2）

主要 事業	大 柱	小 柱	取組の 取組み	取組み内容	令和5年度主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本 拠 ・ 再 掲	全 部 ・ 一 部	局	所 管 課	備 考		
1	5	(3)	5-(3) ②	外国につながる児童・生徒への支援 小・中学校においては、日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒が多く在籍する小・中学校に「国際教室」を設置し、特別な教育課程により、日本語指導、個に応じた教科指導、学校生活への適応指導、個に応じた相談などの指導・支援を行います。また、外国につながる子どもへの支援を行っているNPOなどとの連携を密に図り、学校内外の支援を充実します。	・4市町に対して補助金を交付することにより、小・中学校において、特別の教育課程の編成、多言語に対応した支援員による日本語指導・教科書の補綴などを実施し、その成果を各市町村教育委員会に周知した。 ・外国につながる子どもの支援のための関係機関連絡会を開催し、市町村教育委員会や支援団体が情報共有、意見交換を図った。	・外国につながる児童・生徒や外国籍の児童・生徒が増加していることから引き続き国・県・市町による特別の教育課程の編成・運用や支援員の活用を行うとともに、その成果を各市町村教育委員会に普及する必要がある。 ・今後関係機関と連携をとり、外国につながる児童・生徒への支援について情報共有をすることで、支援の充実を目指す。	外国・外国人児童生徒等教育推進事業費補助	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課			
54	1	5	(3)	5-(3) ②	高等学校においては、外国籍の生徒が多く在籍する横浜北東・川崎地域の県立高等学校の一部への日本語指導員の配置、NPOなどと協働した入学準備の日本語指導、入学後の週末における日本語・学習支援、多文化教育コーディネーター及び学習支援員の派遣、外国籍生徒の保護者や意思疎通を図るための通訳の派遣など、入学前から卒業まで、包括的な支援を行います。	高校においては、外国につながる児童・生徒が多い県立高等学校28校30課程を支援校とし、多文化教育コーディネーターを派遣した。また、学習支援員については、支援対象校以外にも派遣した。外国籍生徒の保護者との意思疎通を図るため、通訳の派遣を行った。横浜北東・川崎地域においては、川崎高校を拠点に、プレスクールを設置し、高校合格後から入学までの間に、日本語、日本の学校のルール、日本の習慣	・多文化教育コーディネーターや支援員に係る派遣回数増加や対象校の増加により、各学校からの要望のすべてには対応できないこと及び多文化教育コーディネーターの人材確保に課題があるため、国の事業を活用する。 ・日本語指導員、多文化教育コーディネーター、学習支援員との役割分担をしながらも、連携して支援を円滑に実施するため、活用する学校へ丁寧な説明会を実施する。	日本語を母語としない生徒支援者派遣事業費、外国籍生徒等への教育推進事業費	本拠	全部	教育局	高校教育課		
55	1	5	(3)	5-(3) ②	日本語指導を必要としている児童・生徒の支援のため、教員を対象に、児童・生徒が抱えている諸課題について理解を深め、日本語指導の指導力向上を図る「日本語指導研修講座」を行います。	講義・演習形態で対面実施した。受講者アンケートの評価は昨年と同様に好評であり、日本語指導を必要としている児童・生徒が直面する課題についての理解を深め、指導につなげる視点を付けることができた。	受講者アンケートの回答内容を踏まえながら、研修効果が高くなるよう研修内容・方法を検討していく。	地域人材を活用した外国につながる児童・生徒への支援	本拠	全部	教育局	高校教育課		
56	1	5	(3)	5-(3) ③	日本語指導の充実	講義・演習形態で対面実施した。受講者アンケートの評価は昨年と同様に好評であり、日本語指導を必要としている児童・生徒が直面する課題についての理解を深め、指導につなげる視点を付けることができた。	受講者アンケートの回答内容を踏まえながら、研修効果が高くなるよう研修内容・方法を検討していく。	教育課題研修等事業費（総裁C）	再掲	一部	教育局	教育局総務部（総合課C）		
57	1	5	(3)	5-(3) ④	外国籍児童相談事業（教育） 外国籍児童・生徒に対する日本語学習支援の推進のため、「地球市民かながわプラザ」が有する多文化多言語の資源を活用して、相談事業や地域のボランティア人材と教育現場（教育委員会、学校など）をつなぐ日本語学習支援に関するコーディネートを行います。	日本の学校のシステムや学校内外での窓口、教壇に立つ相談員は、2028年までに、地域のボランティア人材と教育現場をつなぐコーディネートを実施。	窓口での言語ごとの相談実績を注視し、外国籍市民等のニーズに最大限応えられるよう、対応言語を随時見直しする必要がある。	地球市民かながわプラザ指定管理費（事業費）	本拠	一部	国際文化観光局	国際課		
58	1	6	(1)	6-(1) ①	私立小・中学校などに通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう年収約400万円未満の世帯に対して授業料負担を軽減します。	私立小・中学校等就学支援事業（私立小・中学校）	小中学校等就学支援事業補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課			
59	1	6	(1)	6-(1) ②	要保護児童生徒援助費補助金（学用品・医療費・学校給食費） 市町村が事業主体となっており、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助します。	神奈川県が事業主体となっており、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助します。 （国庫補助額） ・学用品等費 29,143,000円 ・医療費 1,948,000円 該当なし	引き続き、必要な児童・生徒に援助が行き届くよう市町村の状況を把握しながら進め、実績としては、計1人の児童に対し援助を行った。	児童生徒等健康診断費	本拠	全部	教育局	保健体育課		
60	1	6	(1)	6-(1) ②	市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金 東日本大震災及び大規模震災により被災し、経済的理由により就学が困難な幼児、児童又は生徒の教育機会確保のため、市町村が行う児童生徒就学援助事業、児童生徒等特別支援教育就学援助事業に要する経費に対し補助します。	対象児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減することができ、教育機会の確保を図ることができた。 （補助額） 1人9割減割合 該当なし 2東日本大震災対応分 ・被災児童生徒就学援助事業 2,289,000円	引き続き、必要な児童・生徒に援助が行き届くよう市町村の状況を把握しながら進め、実績としては、計1人の児童に対し援助を行った。	児童生徒等健康診断費	本拠	全部	教育局	保健体育課		
61	1	6	(1)	6-(1) ③	私立小・中学校などに通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう年収約400万円未満の世帯に対して授業料負担を軽減します。	私立小・中学校等就学支援事業（私立小・中学校）	小中学校等就学支援事業補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課			
62	1	6	(2)	6-(2) ①	高等学校等就学支援金等制度（公立・私立高校） 授業料に充てるための高等学校等就学支援金などを一定の収入額未満の世帯の生徒に支給しますが、就学支援金などは、県及び高校設置市の授業料償還に充当します。	公立高等学校の生徒91,765人及び専攻科の生徒9人に対して就学支援金を支給することにより、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	都道府県の財政力等により補助内容に大きな格差が生じているため、教育費負担に地域格差が生じていることのないよう、就学支援金の支給対象を拡大するなど、国において更なる対策が必要である。	公立高等学校就学支援金支給費（県分）（市分） 専攻科就学支援金支給費 県立選抜制高校就学支援金支給費	本拠	全部	教育局	財務課		
63	1	6	(2)	6-(2) ①	私立高等学校に通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう年収約400万円未満の世帯に対して授業料の支援を行いました。併せて、保護者の失業や倒産等により家計が急変した世帯に対しても授業料の支援を行った。	対象児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減することができ、教育機会の確保を図ることができた。 （補助額） 1人9割減割合 該当なし 2東日本大震災対応分 ・被災児童生徒就学援助事業 2,289,000円	引き続き、必要な児童・生徒に援助が行き届くよう市町村の状況を把握しながら進め、実績としては、計1人の児童に対し援助を行った。	高等学校等就学支援事業補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課		
64	1	6	(2)	6-(2) ②	高校生等奨学給付金（公立・私立高校） 授業料に充てるための高等学校等就学支援金などを一定の収入額未満の世帯の生徒に支給しますが、就学支援金などは、県及び高校設置市の授業料償還に充当します。	対象世帯10,653人に対して高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担を軽減した。	平成26年度から開始された国庫補助事業であり、毎年支給額には増額されているが、支給対象については、非正規世帯と生活保護受給世帯に限られている。支給単位の増額と併せて、支給対象世帯の拡大を図る必要がある。	高校生等奨学給付金事業費	本拠	全部	教育局	財務課		
65	1	6	(2)	6-(2) ②	私立高等学校等奨学給付金 生活保護（生業扶助）を受けている世帯または、都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が非課税の世帯（家計急変により非課税世帯となった世帯者）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給した。	対象世帯10,653人に対して高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担を軽減した。	引き続き、必要な児童・生徒に援助が行き届くよう市町村の状況を把握しながら進め、実績としては、計1人の児童に対し援助を行った。	私立高等学校等奨学給付金事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課		
66	1	6	(2)	6-(2) ③	私立高等学校等奨学給付金 一定の所得金額以下の保護者に対し、学習経費に充てるための授業料の支援を行ったこと、保護者負担の軽減を図った。	対象世帯10,653人に対して高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担を軽減した。	引き続き、必要な児童・生徒に援助が行き届くよう市町村の状況を把握しながら進め、実績としては、計1人の児童に対し援助を行った。	私立高等学校等奨学給付金事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課		
67	1	6	(2)	6-(2) ③	私立高等学校等奨学給付金 一定の所得金額以下の保護者に対し、学習経費に充てるための授業料の支援を行ったこと、保護者負担の軽減を図った。	対象世帯10,653人に対して高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担を軽減した。	引き続き、必要な児童・生徒に援助が行き届くよう市町村の状況を把握しながら進め、実績としては、計1人の児童に対し援助を行った。	私立高等学校等奨学給付金事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課		
68	1	6	(2)	6-(2) ④	私立高等学校等奨学給付金 一定の所得金額以下の保護者に対し、学習経費に充てるための授業料の支援を行ったこと、保護者負担の軽減を図った。	対象世帯10,653人に対して高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担を軽減した。	引き続き、必要な児童・生徒に援助が行き届くよう市町村の状況を把握しながら進め、実績としては、計1人の児童に対し援助を行った。	私立高等学校等奨学給付金事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課		
69	1	6	(2)	6-(2) ⑤	被災児童生徒等就学支援補助金 東日本大震災及び大規模震災により被災した幼児、児童・生徒の入学金や授業料などを軽減した私立高等学校などに対して助成します。	被災児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減することができ、教育機会の確保を図ることができた。 （補助額） 1人9割減割合 該当なし 2東日本大震災対応分 ・被災児童生徒就学援助事業 2,289,000円	引き続き、必要な児童・生徒に援助が行き届くよう市町村の状況を把握しながら進め、実績としては、計1人の児童に対し援助を行った。	被災児童生徒等就学支援補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課		
70	1	6	(2)	6-(2) ⑤	私立高等学校等奨学給付金 一定の所得金額以下の保護者に対し、学習経費に充てるための授業料の支援を行ったこと、保護者負担の軽減を図った。	対象世帯10,653人に対して高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担を軽減した。	引き続き、必要な児童・生徒に援助が行き届くよう市町村の状況を把握しながら進め、実績としては、計1人の児童に対し援助を行った。	私立高等学校等奨学給付金事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課		
71	1	6	(2)	6-(2) ⑥	県立児童福祉施設入所児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設入所児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	引き続き、必要な児童・生徒に援助が行き届くよう市町村の状況を把握しながら進め、実績としては、計1人の児童に対し援助を行った。	県立児童福祉施設入所児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設入所児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
72	1	6	(2)	6-(2) ⑥	県立児童福祉施設入所児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設入所児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	引き続き、必要な児童・生徒に援助が行き届くよう市町村の状況を把握しながら進め、実績としては、計1人の児童に対し援助を行った。	県立児童福祉施設入所児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設入所児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
73	1	6	(2)	6-(2) ⑦	県立学校授業料等免除制度 生活保護に基づき保護を受けている者及びこれに準ずる者などの授業料、入学料、入学料の全部又は一部を免除します。	対象となる1,021人の入学料定額及び1,026人の入学料の全額又は半額は半額免除し、更に、96人の授業料を免除したことにより、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	令和5年度からこれまでの県の授業料免除制度への国の補助金がなくなり、国の高等学校等就学支援金の家計急変支援制度が開始されたことにより、収入要件690万円未満程度とされており、通常の就学支援金制度の収入要件と準ずることや、県の授業料免除制度と比較して失業や倒産を伴わない場合は対象外となる可能性があり、対象者の要件を緩和することが課題である。	県立学校授業料等免除制度	再掲	全部	教育局	財務課		
74	1	6	(2)	6-(2) ⑧	高等学校奨学金貸付金（短期臨時奨学金を除く） 県内に在住し県内の高等学校など（高等学校、中等教育学校の後継課程又は特別支援学校の高等部）に在籍する生徒や、保護者が県内に在住し高等学校等及び専修学校高等課程に在籍する生徒が、学業などに意欲があり学習の援助を必要とする場合に貸付を行います。	対象となる1,021人の入学料定額及び1,026人の入学料の全額又は半額は半額免除し、更に、96人の授業料を免除したことにより、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	令和5年度からこれまでの県の授業料免除制度への国の補助金がなくなり、国の高等学校等就学支援金の家計急変支援制度が開始されたことにより、収入要件690万円未満程度とされており、通常の就学支援金制度の収入要件と準ずることや、県の授業料免除制度と比較して失業や倒産を伴わない場合は対象外となる可能性があり、対象者の要件を緩和することが課題である。	高等学校奨学金貸付金	本拠	全部	教育局	財務課		
75	1	6	(2)	6-(2) ⑧	高等学校奨学金貸付金（短期臨時奨学金を除く） 県内に在住し県内の高等学校など（高等学校、中等教育学校の後継課程又は特別支援学校の高等部）に在籍する生徒や、保護者が県内に在住し高等学校等及び専修学校高等課程に在籍する生徒が、学業などに意欲があり学習の援助を必要とする場合に貸付を行います。	対象となる1,021人の入学料定額及び1,026人の入学料の全額又は半額は半額免除し、更に、96人の授業料を免除したことにより、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	令和5年度からこれまでの県の授業料免除制度への国の補助金がなくなり、国の高等学校等就学支援金の家計急変支援制度が開始されたことにより、収入要件690万円未満程度とされており、通常の就学支援金制度の収入要件と準ずることや、県の授業料免除制度と比較して失業や倒産を伴わない場合は対象外となる可能性があり、対象者の要件を緩和することが課題である。	高等学校奨学金貸付金	本拠	全部	教育局	財務課		

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

資料2-3（別添2）

主要実施 年度	大柱	小柱	取組の 取組み	取組み内容	令和5年度までの取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・ 再掲	全 部・ 一部	局	所管課	備考
76	1	6	(2)	6-(2)- ⑨	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支 援資金）（再掲） 配偶者がなく、現に児童などを扶養している方 に対して、無利子で資金の貸付を行います。	（主な取組実績） 令和5年度母子父子寡婦福祉資金貸付実 績 修学資金：185件 技能習得資金：7件 修業資金：13件 生活資金：8件 就学支度資金：108件 （効果） 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向 上の手助けを行うことができた。	引き続き、母子家庭及び父子家庭並びに 寡婦の相談に際し、その自立に必要な福 祉資金の貸付を始めとして生活全般に わたる指導を行い、自立援助と福祉の向 上を図る。	母子父子寡婦福祉資金貸付 金	再掲	全部	福祉子ども みらい局	子ども家庭 課
77	1	6	(2)	6-(2)- ⑩	生活福祉資金（教育支援資金） 県社会福祉協議会が実施主体となって、一定の所 得以下の世帯に対して、高等学校などへの進学や 進学に必要な経費の貸付けを行います。	県社会福祉協議会の令和5年度教育支援 資金貸付実績 決定件数1,431件 決定金額 621,051千円	引き続き、市町村、学校等を通して制度 の周知を図り、低所得世帯の子どもの修 学、進学を支援する。	生活福祉資金貸付事業費等 補助（国庫対象）	本拠	一部	福祉子ども みらい局	生活保護課
78	1	6	(3)	6-(3)- ①	生活福祉資金（教育支援資金）（再掲） 県社会福祉協議会が実施主体となって、一定の所 得以下の世帯に対して、高等学校などへの進学や 進学に必要な経費の貸付けを行います。	県社会福祉協議会の令和5年度教育支援 資金貸付実績 決定件数1,431件 決定金額 621,051千円	引き続き、市町村、学校等を通して制度 の周知を図り、低所得世帯の子どもの修 学、進学を支援する。	生活福祉資金貸付事業費等 補助（国庫対象）	再掲	一部	福祉子ども みらい局	生活保護課
79	1	6	(3)	6-(3)- ②	生活保護（進学準備給付金）（再掲） 貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの 自立を促すため、県所定の福祉事務所内 （市町村）の生活保護世帯の子どもの大学などへ の進学時に、新生活立上げ費用として、給付金 を支給します。	生活保護世帯の高校生が、大学等に進学 した場合には、自宅からの進学には10万 円、転居しての進学には30万円を一 時給付して支給している。大学等への進 学を目標に、希望を持つことができ、貧 困の連鎖を断ち切る要因となる。	生活保護世帯の高校生の大学等への進学 率は未だ低調である。子どもたちが、進 学を含め、将来に希望を持ち、社会の担 い手として活躍することが出来るよう適 切な支援を継続していく。	進学準備給付金	再掲	全部	福祉子ども みらい局	生活保護課
80	1	6	(4)	6-(4)- ①	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支 援資金）（再掲） 配偶者がなく、現に児童などを扶養している方 に対して、無利子で資金の貸付を行います。	（主な取組実績） 令和5年度母子父子寡婦福祉資金貸付実 績 修学資金：185件 技能習得資金：7件 修業資金：13件 生活資金：8件 就学支度資金：108件 （効果） 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向 上の手助けを行うことができた。	引き続き、母子家庭及び父子家庭並びに 寡婦の相談に際し、その自立に必要な福 祉資金の貸付を始めとして生活全般に わたる指導を行い、自立援助と福祉の向 上を図る。	母子父子寡婦福祉資金貸付 金	再掲	全部	福祉子ども みらい局	子ども家庭 課
81	1	7	(1)	7-(1)- ①	放課後子ども教室推進事業に対する支援 放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用 して、子どもたちの居場所・安心な活動拠点（居 場所）として「放課後子ども教室」を設け、子 どもたちの様々な体験学習活動、地域住民との交流 活動などの取組みを行う市町村（政令・中核市を 除く）に対し、支援を行います。	25市町村（165箇所）で実施された放 課後子ども教室推進事業を行った。 （令和5年度から鎌倉市（16箇 所）が市単独事業として、県の補助を受け ずに実施） 地域の大人との交流の場を創出するこ うであった。	文部科学省及びこども家庭庁の示す「放 課後児童対策パッケージ」を踏まえ、引 き続き市町村に対する支援を継続する。	放課後子ども教室推進事業 費補助	本拠	一部	教育局	生涯学習課
82	1	7	(1)	7-(1)- ②	地域未来塾推進事業に対する支援 学習支援が必要な中学生などに対して学習習慣の 確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾推進事 業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対 し、支援を行います。	4市（45箇所）で実施された地域未来 塾推進事業に支援を行った。 基礎的な学習内容の定着、家庭学習の習 慣化に効果が見られた。	「学びを通じた地域の教育力の向上」を 目指し、引き続き市町村に対する支援を 継続する。	地域未来塾推進事業費補助	本拠	一部	教育局	生涯学習課
83	1	7	(1)	7-(1)- ③	地域学校協働活動推進事業に対する支援 地域と学校が連携、協働する体制をいかに構築 する取組みや、多様な経験や技能を持つ外部人材 などの参画により土曜日に教育プログラムを 行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援 を行います。	17市町村（178箇所）で実施された地域 学校協働活動推進事業に支援を行った。 地域の子どもたちの育ちを支えるだけで なく、地域のつながりを広げ活性化す ることができた。	「学びを通じた地域の教育力の向上」を 目指し、引き続き市町村に対する支援を 継続する。	地域学校協働活動推進事業 費補助	本拠	一部	教育局	生涯学習課
84	1	7	(2)	7-(2)- ①	生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援 生活困窮世帯の子どもの生き生きと育まれること をめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会 の担い手となるよう、支援を展開します。 a 子どもの生活困窮の対応 b 子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施 c 子どもの健全育成プログラム改定版の策定	新型コロナウイルス感染症予防を徹底する など、学習支援を継続すること ができた。コロナ禍における活動にお いても実施方法を模索しながら事業を継続 することで、子どもたちに継続した居場所 を提供するとともに、学習の定着を促 すことができた。また、高校進学を希望す る子どもたちの、進学を支援することが 出来た。子どもの健全育成プログラムに ついて、関係機関等と連携、協議の 上、改定し普及啓発に努めた。	子ども支援員の活動を継続することで、 生活困窮世帯の子どもの健全育成の充 実（学習支援・居場所作り）を図る。 プログラムの改定を行うとともに、関係 機関への普及啓発に努める。	生活困窮世帯の子どもの健 全育成事業費	本拠	全部	福祉子ども みらい局	生活保護課
85	1	7	(3)	7-(3)- ①	県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進 令和2年度に県立学校全校にコミュニティ・ス クールの導入に併せて、各コミュニティ・ス クールの取組事例などの情報を共有すると ともに、一層の推進に向けて全校を対象とした研修会 を毎年実施し、コミュニティ・スクールの推進体 制の構築及び内容の充実を図ります。	・各県立学校において学校運営協議会を 実施したほか、先進的な取組の普及啓 発のため、学校別取組事例集を作成し、 県ホームページに掲載した。 ・県立特別支援学校29校（全校）で、 各校年間3回～6回実施をした。 ・委員対象の説明会を動画配信形式で実 行し、各校の取組事例の紹介等を行 った。 ・取組内容や協議内容をまとめた開 催結果を、各校のホームページ上で公 開した。	令和6年度において、学校評価の部分 について機能強化を実施する。	コミュニティ・スクール推 進事業費	本拠	全部	教育局	高校教育課
86	1	7	(3)	7-(3)- ②	市町村立学校におけるコミュニティ・スクールの 促進 市町村立学校については、コミュニティ・ス クールの推進に関する研究協議会を設け、市町村教 育委員会にて情報共有や協議を行うとともに、 希望する市町村教育委員会に対して講師を派遣す るなどの支援を行い、県内全域でのコミュニ ティ・スクールの推進及び内容の充実を図ります。	・市町村教育委員会におけるコミュニ ティ・スクールの導入の促進と連携の充 実を図るため、全ての市町村教育委員 会を対象としたコミュニティ・ス クールの推進に関する研究協議会を実施した。 ・7市町（葉山町、三浦市、平塚市、秦 野市、綾瀬市、小田原市、松田町）をモ デル地区とし、県内のコミュニティ・ス クールの推進体制を構築するための事業 に対し、経費の一部を補助した。	実際に地域と共同した活動を行うなど、 地域と連携した取組みを増やしてい きながら、引き続き各校の取組事例の 情報共有を進めていく。 ・引き続き、研究協議会を開催すると ともに、コミュニティ・スクールの導入 推進に向け、コミュニティ・スクール推 進体制構築事業を実施していく。 ・コミュニティ・スクールと地域学校協 働活動との一体的な推進を図るため、好 事例を収集し、県内へ周知していくこと に、各市町村の社会教育主事にも研究協 議会への参加を依頼していく。	コミュニティ・スクール推 進事業費	本拠	全部	教育局	子ども教育 支援課
87	1	8	(1)	8-(1)- ①	神奈川県内の公立中学校夜間学級の設置に向けた 検討・支援 神奈川県内では、横浜市に1校、川崎市に1校設 置されています。 （横浜市に磯田中学校、川崎市立西中原中学校） なお、新たな設置に向けて、検討・協議を進めま す。	・相模原市立夜間中学校広域連携協議会を 昨年再開し、生徒支援や生徒費、費 負担に関すること等、より具体的な諸 課題について協議を重ねた。 ・令和5年度の新たな取組として、入 学前・体験入学、在籍生徒に関する定期 的な情報交換を実施した。 ・様々な協議や新たな取組を通して、 夜間中学に対する考え方の原点（相模原市 立の学校ではあるが、各市町村教育委員 会の日頃からの支援が必要不可欠）を再 確認することができた。	・三者協定に参加する市町村をさらに 拡大していく必要がある。 ・相模原市以外の市町村からも生徒を 受け入れる広域的な仕組みについて、今 後も関係市町村と連携して維持・発展さ せていく必要がある。 ・費用負担に関わる事項について、繰 り返し協議を行ったが、結論が出ていな いものもある。		本拠	全部	教育局	子ども教育 支援課
88	1	8	(2)	8-(2)- ①	生活保護（教育扶助） 生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保 障するとともに、自立した生活が送れるように、 必要な扶助をすることを目的とした国の制度で す。福祉事務所では、要保護者に対し、地域や世 帯の状況に応じてめづらぬ専任生活費（最低生 活に必要な費用の合計額）と収入として認定され た額を比較して、不足する部分を生活保護費とし て支給します。生活保護費のうち、「教育扶助」 は、義務教育期間の子どもがいる世帯に給食費や 学用品など、修学にかかる費用を支給するもので す。なお、義務教育に伴って必要な費用については、 学校の長に対して直接支払うことが可能となっ ていくことから、こうしたしきりを通じ、本来の 目的に使われるよう、必要と認めるときは、学校 長などに直接交付します。	4保健福祉事務所、1センター、1支所 で実施。支援を必要とするに確実に教 育扶助を支給した。	引き続き適切な支給を実施する。	生活保護扶助費	本拠	一部	福祉子ども みらい局	生活保護課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

資料2-3（別添2）

主要実施年度	大柱	小柱	取組の取組み	取組の内容	令和5年度までの主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・再掲	全一部	局	所管課	備考
90	I	8	(2)	8-(2)-②	要保護児童生徒に授業補助費（学校給食費）《再掲》 市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行った場合、国がその経費の一部を補助します。	神奈川県分及び市町村分、実績なし。	引き続き、必要な児童・生徒に援助が行えるよう市町村の状況を把握しながら進める。	-	-	教育局	保健体育課	
91	I	8	(3)	8-(3)-①	ふれあい心の友訪問援助事業 不登校児童及び情緒障がい児童などに対して、児童相談所の児童福祉司、児童相談員及び児童心理司による指導の一環として、子どもの兄・姉に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生など（メンタルフレンド）を、支援を要する子どもの家庭などに派遣し、子どもとのふれあいを通じて子どもの健全育成を援助します。	メンタルフレンド登録者 25人 メンタルフレンド派遣回数 120回	メンタルフレンド登録者数としては一定の数が確保されているが、実際に活動している方と諸事情により活動できていない方がいる。そういった方でも活動できる場などのように提供できるかを検討していく必要がある。	ふれあい心の友訪問援助事業費	本拠一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
92	I	8	(3)	8-(3)-②	各種スポーツ大会などのイベント実施 県内の児童養護施設などにおいて、水泳大会、卓球大会、駅伝大会、野球・ソフトボール大会を実施し、子どもたちの自己肯定感の向上などを図ります。	対象の民間児童福祉施設に対して、必要費用の補助を行った。	引き続き、当取組を推進する。	児童福祉関係諸行事費、県立児童福祉施設入所者処遇費	本拠一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
93	II	1	(1)	1-(1)-①	妊婦・出産包括支援推進事業 妊婦期から子育て前につながる切れ目のない支援の実現をめざし、市町村における総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の運営強化に向け、市町村との連絡調整会議や保健師などの専門職への研修、産後ケア事業などのニーズ把握調査などを実施し、市町村の取組みを支援します。	【取組実績】 1 連絡調整会議の開催：当該課主催の会議と保健福祉事務所単位で会議を開催し、地域課題の把握と母子保健事業の均てん化の支援ができるよう努力。 当課開催2回 保健福祉事務所開催 23回 2 従事者向け研修の開催 当課開催1回 保健福祉事務所開催 20回 参加者数延べ572人 【効果】 市町村との連絡調整会議による情報交換、妊婦出産支援事業に関する研修を行い、市町村どうしの情報交換の場を作った。また、産前産後ケアシンポジウムかながわを開催し、先駆的に取組んでいる自治体や医療機関からの情報提供、情報共有を行い、取組みを支援した。	市町村の行う産後ケア事業や伴走型相談支援、新たに始まったこと家庭センター等の事業の状況を把握し、市町村の取組みの充実や均てん化のための支援を実施する。	母子保健対策事業費	本拠一部	健康医療局	健康増進課	
94	II	1	(1)	1-(1)-②	乳児家庭全戸訪問事業への支援 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うとともに、養育に関する相談・助言などを実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を行います。	28市町村に事業費の補助を行った。養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を実施した。 【令和5年度実績】 ・虐待予防のための個別支援スキルアップ研修1回	引き続き乳児家庭全戸訪問事業のための費用の補助、研修の実施等の支援を行う。	乳児家庭全戸訪問事業費補助	本拠全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
95	II	1	(1)	1-(1)-③	養育支援訪問事業への支援 乳児家庭全戸訪問事業の実施結果などにより、養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を行います。	25市町村に事業費の補助を行った。養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を実施した。 【令和5年度実績】 ・虐待予防のための個別支援スキルアップ研修1回	引き続き養育支援訪問事業のための費用の補助、研修の実施等の支援を行う。	養育支援訪問事業費補助	本拠全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
96	II	1	(1)	1-(1)-④	乳幼児健康診査 1歳6か月と3歳の子どもを対象に市町村が実施しており、身体の発育状態や栄養状態などを確認し、異常などの早期発見や適切な指導などを行います。	令和4年度の神奈川県乳幼児健診の受診率は1歳6か月の乳児が95.1%、3歳児健診は95.5%である。各市町村で個別と集団健診を組み合わせて、受診率の維持ができています。	乳幼児健診は市町村事業であるが、県の委託を受けて、健診の調査管理、健診未受診者の状況確認、健診結果から適切な支援につながるための評価体制の整備への市町村支援を行っていく必要がある。受診率は維持されているが、新たに1か月健診・5歳児健診も実施が開始され、市町村の体制の確認が必要である。	-	-	健康医療局	健康増進課	
97	II	1	(1)	1-(1)-⑤	女性相談所での支援 特定妊婦をきむ困難を抱える女性に対して、市町村等関係機関及び民間団体と連携し、課題整理と自立に向け、次の支援を行うよう支援を行った。 妊婦14人、同伴児童208人に対し支援を行った。	政令市をまわって神奈川県内で一時保護した困難を抱える女性及び同伴児童に対して、市町村等関係機関及び民間団体と連携し、課題整理と自立に向け、次の支援を行うよう支援を行った。 妊婦14人、同伴児童208人に対し支援を行った。	引き続き、神奈川県内全域で一時保護した困難を抱える女性及び同伴児童に対して、必要な相談や情報が届くよう、高校生に向けたカードの配布、新たな啓発媒体としてサインポップをドラッグストアや薬局等に配布し周知を行った。令和6年度から相談体制整備としてフリーダイヤルを導入したため、カードやサインポップを活用し様々な機関と連携した周知力を入れていく。 また、相談後も子育て支援や再発防止支援が必要となる事例も多いため、相談者の居住自治体等の関係団体との連携を強化する必要があるが、会議等に参加し地域の状況把握と連携強化に繋げる。	配偶者暴力対策事業費（国庫対象）、女性相談員研修費、女性相談所一時保護所運営費	本拠一部	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	
98	II	1	(1)	1-(1)-⑦	母子生活支援施設などにおける支援 母子生活支援施設は、18歳未満の子どもを養育している母子世帯、または母のみの事情で離れの出がでない、特定妊婦など、母子世帯に準じる世帯の女性が、子どもと一緒に入所できる施設です。（特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが施設2階になるまで利用可能） 施設では、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計など、母親と子どもが抱える個別の課題を解決し自立できるように専門的支援を行います。（神奈川県内には、現在、10か所）	市福祉事務所、県保健福祉事務所の母子保護の実施に要した支弁費用の一部を負担した。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図っていく。	母子生活支援施設等保護費負担金	本拠全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
99	II	1	(1)	1-(1)-⑧	予期しない妊婦等に関する相談事業（妊婦SOSかながわ） 予期しない妊婦等の妊婦・出産に関する悩みを抱える方に対して、医療機関、児童相談所、市町村等関係機関と連携を図りながら、相談支援を行います。また、妊婦などへの悩みに対応するため、相談員などの人材育成や妊婦・出産に関する普及啓発に取り組みます。	【相談実績】 1 LINE:1,068件 2 電話:313件 合計:1,381件 【効果】 相談1,381件のうち、633件（46%）が10か月の相談であり、そのうち535件がLINEによる相談が占めていることから、LINE相談の導入に加えて、学校と連携し高校生に向けたカードの配布を行い、若年層への相談支援体制の充実を図ることが出来た。また、新たな啓発媒体としてサインポップを作成し薬局やドラッグストアと連携した周知を行った。	特に若年層はLINE相談の利用率が高いため、令和5年度からLINE相談は相談日や電話・LINE相談ともに相談時間を拡充して相談支援の強化を図った。また、支援が必要な対象者情報が届くよう、高校生に向けたカードの配布、新たな啓発媒体としてサインポップをドラッグストアや薬局等に配布し周知を行った。令和6年度から相談体制整備としてフリーダイヤルを導入したため、カードやサインポップを活用し様々な機関と連携した周知力を入れていく。 また、相談後も子育て支援や再発防止支援が必要となる事例も多いため、相談者の居住自治体等の関係団体との連携を強化する必要があるが、会議等に参加し地域の状況把握と連携強化に繋げる。	予期しない妊婦等相談支援事業費	本拠一部	健康医療局	健康増進課	
100	II	2	(1)	2-(1)-①	生活困難者自立支援 経済的に困難し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活困難状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管域（町村域）で実施します。	県所管域2箇所の相談窓口で生活困難者自立相談支援を実施 新規相談受付件数：444件	新型コロナウイルス感染症の影響により増加していた相談件数は落ち着きを見せ始めたが、引き続き、複合的な課題を抱える相談者に対応する体制を作ることが必要であるため、支援員の研修等資費向上を図りながら、生活困難者への支援体制を整えていく。	生活困難者自立促進支援事業費	本拠一部	福祉子どもみらい局	生活支援課	
101	II	2	(1)	2-(1)-②	生活困難世帯の子ども健全育成に対する支援《再掲》 生活困難世帯の子どもが生きる力が育まれることをめざし、子どもが、将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。	令和5年度は新型コロナウイルス感染症からの感染症への移行に伴い、感染症法上の制限を受けずに学習支援や居場所づくりを開催することができるようになった。また、高校進学を希望する子どもたちの、進学を支援することが出来た。子どもの健全育成プログラムについては、関係機関等と連携・協議の上、改定し普及啓発に努めた。	子ども支援員の活動を継続することで、生活困難世帯の子ども健全育成の充実（学習支援・居場所づくり）を図る。プログラムの改定を行うとともに、関係機関との普及啓発に努める。	生活困難世帯の子ども健全育成事業費	再掲全部	福祉子どもみらい局	生活支援課	
102	II	2	(1)	2-(1)-③	ひとり親家庭等日常生活支援事業 母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。	（主な取組実績） 〇市が実施している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、補助金を交付した。町村域は県の直接事業。 令和5年度実績（市実績） 派遣件数：79件 派遣回数：140回 （効果） 母子・父子家庭等の日常生活を円滑に営むための手助けを行うことができた。	引き続き、母子・父子家庭の母、父、又は当該家庭の児童、若しくは離婚等の病気等による家事機能低下の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の福祉の増進に努める。	ひとり親家庭等就業支援事業費（国庫）	本拠全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
103	II	2	(1)	2-(1)-④	民生委員・児童委員の活動支援 地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援を実施します。	民生委員活動費等を負担し、民生委員・児童委員活動の充実を図った。（市町村を通じて本人に交付）	引き続き取組を通じて、民生委員活動を促進していく。	民生委員児童委員活動費補助	本拠一部	福祉子どもみらい局	地域福祉課	

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

資料2-3（別添2）

主要施設	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和5年度主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・再掲	全・一部	局	所管課	備考	
104	II	2	(2)	2-(2)-①	保育所の整備など 保育所による保育を希望するすべての家族が公的な保育サービスを利用できるよう、市町村と連携し、保育所などの整備や保育士の確保、育成などに取組みます。	保育所による保育を希望するすべての家族が公的な保育サービスを利用できるよう、市町村と連携し、保育士の確保、育成などに取組みました。	年々減少傾向にはあるものの、依然として待機児童が発生しているため、引き続き保育所等を整備するとともに、保育士の確保等に取組みます。	安心こども基金事業	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
105	II	2	(2)	2-(2)-②	放課後児童クラブの設置・運営に対する支援 保護者が就労などにより単独家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。	13市町村に放課後児童クラブの施設整備のための費用の補助等の支援を行った。	引き続き放課後児童クラブの施設整備のための費用の補助等の支援を行う。	放課後児童健全育成事業費補助（投資）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
106	II	2	(2)	2-(2)-③	保育士のキャリアアップの取組みの実施 職員の経験年数など、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。	（保育〇）保育所に勤務する保育士向けの研修等を実施する保育センターへの運営費の補助を実施した。	（保育〇）保育サービスの質の向上を目的とした研修等を継続実施するため、保育センターへの運営費の補助を継続する。	保育センター運営費補助、保育工キスパート等研修事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
107	II	2	(3)	2-(3)-①	子育て短期支援事業への支援 保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。	子育て短期支援事業を実施した7市に運営費用等の補助を行った。	今後も引き続き子育て短期支援事業を実施した市町村への補助を行う。	子育て短期支援事業費補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
108	II	2	(3)	2-(3)-②	病児・病後児保育事業への支援 病児や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。	病児保育事業については、16市3町に対して病児保育事業の実施に係る経費の補助を実施し、子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、保護者からの相談を受け付けた。	病児や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行う。	病児・病後児保育事業費補助（投資・非投資）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
109	II	2	(3)	2-(3)-③	ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲） 母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。	（主な取組実績） 〇市が実施している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、補助金を交付した。町村は県の直接事業。 令和5年度実績（市実績） 派遣件数：79件 派遣回数：140回 （効果） 母子・父子家庭等の日常生活を円滑に営むための手助けを行うことができた。	引き続き、母子・父子家庭の母、父、又は当該家庭の児童、若しくは養育等の病気等による家事負担軽減の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の福祉の増進に努める。	ひとり親家庭等就業支援事業費（国庫）	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
110	II	2	(4)	2-(4)-①	ひとり親家庭のための総合支援情報サイトの運営 ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、ひとり親家庭のための総合支援情報サイト「カナカモニール」を運営し、行政やNPOなどの総合的な情報提供を行います。	ひとり親家庭・総合支援情報サイト「カナカモニール」により、行政の支援情報について情報提供を実施した。R5年度アクセス件数 延べ16,108件	引き続き、周知・広報を行うとともに、利用者の利便性等の向上に努める。	子どもの貧困対策推進事業費（国庫）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
111	II	2	(4)	2-(4)-②	SNSを活用した保護者のための相談窓口の設置 県内の保護者が気軽に様々な悩みごとを相談できる窓口として、SNSを活用した相談窓口を開発し、相談に応じます。	ひとり親家庭の方向けの相談窓口「かながわひとり親家庭相談LINE」を開発し、ひとり親家庭に係る仕事・お金の悩みなど、保護者からの相談を受け付けた。	登録者を増やし、いつでも気軽に相談できる窓口として定着を図ることが課題。そのため、効果的な周知・広報や相談対応の向上に努めている。	SNS子ども貧困対策相談事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
112	II	2	(4)	2-(4)-③	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開発し、そのほか、親子関係や家族の悩みなど、保護者からの相談を受け付けた。	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開発し、そのほか、親子関係や家族の悩みなど、保護者からの相談を受け付けた。	登録者を増やし、いつでも気軽に相談できる窓口として定着を図ることが課題。そのため、効果的な周知・広報や相談対応の向上に努めている。	SNS児童虐待防止相談事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
113	II	2	(4)	2-(4)-④	SNSを活用した相談窓口を実施することで、電話・面談等による相談が難しいDV被害者にも対応した。 相談受付件数：3,197件	引き続き、SNSを活用した相談窓口を実施し、電話・面談等による相談が難しいDV被害者への対応を継続する。	SNS・DV相談事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	共生推進本部室		
114	II	2	(4)	2-(4)-⑤	外国籍県民相談事業（一般・法律） 県内に在住する外国籍の人々に対し、言語や文化、習慣などの違いにより生じた生活上の諸問題を解決するために適切な助言を行い、必要な生活情報の提供を行います。	医療、福祉、年金、住まい、仕事等日常生活及び法律相談に関して、合計1,229件の相談を受け、助言や情報提供を実施。	各窓口での言語ごとの相談実績を注視し、外国籍県民等のニーズに最大限応えられるよう、エリアごとに対応言語を随時見直しする必要がある。	地球市民かながわラザラ指定管理費（事業費）	再掲	一部	国際文化観光局	国際課	
115	II	2	(4)	2-(4)-⑥	外国籍県民相談事業（教育） 外国籍児童・生徒に対する日本語学習支援の推進のため、「地球市民かながわラザラ」が有する多言語多文化の資源を活用し、相談事業や地域のボランティア人材と教育現場（教育委員会、学校など）をつなぐ日本語学習支援に関するコーディネートを行います。	日本の学校のシステムや学校内外での悩み等、教育に関する相談を1,238件受け、地域のボランティア人材と教育現場をつなぐコーディネートを実施。	窓口での言語ごとの相談実績を注視し、外国籍県民等のニーズに最大限応えられるよう、対応言語を随時見直しする必要がある。	地球市民かながわラザラ指定管理費（事業費）	再掲	一部	国際文化観光局	国際課	
116	II	2	(4)	2-(4)-⑦	外国籍県民同行支援事業 日本語が不自由で制度的な理解が不足していることなどにより、行政窓口などで円滑な手続きがとれない外国籍県民等に対し、単なる通訳にとどまらず、複数の窓口への同行や、現場での交渉・アドバイスを行います。	行政窓口等に同行支援員を派遣し、日本語が不自由な外国籍県民などの支援を行った。同行支援員数 64件（対応言語：英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ペトナム語、ネパール語）	引き続き、外国籍県民などに対し、同行支援を行う。	多文化共生推進事業費	本拠	一部	国際文化観光局	国際課	
117	II	2	(4)	2-(4)-⑧	多言語情報センターかながわ運営事業 外国籍県民や来県外国人が安全・安心に過ごすことができる環境づくり、多文化共生社会を実現するため、「多言語情報センターかながわ」を設置し、多言語による情報提供や通訳支援を行います。	外国籍県民などに対し、多言語による情報提供や通訳支援を行った。 ・多言語コールセンターの運営（対応言語：11言語、問合せ件数：22,983） ・外国籍県民支援人材育成研修の実施（6回） ・一般通訳支援事業の実施（通訳派遣件数：580件、通訳協力者への研修：12回）	年々、多言語コールセンターへの問合せ件数が増加し、問合せの言語の多様化も進んでいることから、令和6年度より体制強化の一環として、事務スタッフの増員を行う。	多言語情報センター運営事業費 多文化共生の地域社会づくり推進事業費	本拠	一部	国際文化観光局	国際課	
118	II	3	(1)	3-(1)-①	生活困窮世帯の子ども健全育成に対する支援（再掲） 生活困窮世帯の子どもが生きる力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもつ、社会の担い手となるよう、支援を展開します。	令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、感染症法上の制限を受けずに学習支援や居場所づくりを開催することができるようになった。また、高校進学を希望する子どもたちの、進学を支援することが出来た。子どもの健全育成プログラムについては、関係機関等と連携・協議の上、改定普及啓発に努めた。	子ども支援員の活動を継続することで、生活困窮世帯の子ども健全育成の充実（学習支援・居場所作り）を図る。プログラムの改定を行うとともに、関係機関の普及啓発に努める。	生活困窮世帯の子ども健全育成事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	生活支援課	
119	II	3	(2)	3-(2)-①	里親支援事業 児童相談所や児童養護施設が実施する里親に対する研修費用や里親委託等推進員の配置費用などを負担します。	児童相談所等に里親委託推進員を派遣し、社会福祉法人家庭養育支援センターや里親センターを委託して里親制度の普及啓発等に取組んだ結果、里親登録数の増加につながりました。	里親委託の推進に向けては、「里親支援センター」の設置検討も改めて、里親制度の普及啓発等に取組むことと課題となりました。また、里親研修の充実等を通じて、里親の養育技術向上を図り、さまざまな背景をもつ子どもを受け入れを促進していきます。	里親支援事業費（国庫）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
120	II	3	(2)	3-(2)-②	民間児童福祉施設社会的養育推進事業費補助 社会的養育を必要とする子どもに、できる限り良好な家庭環境を提供し、子どもへの個別対応を基本とした取組みをする民間児童福祉施設に対して、その費用の一部を補助します。	対象の民間児童福祉施設に対して、必要費用の補助を行った。	引き続き、当取組を推進する。	民間児童福祉施設社会的養育推進事業費補助	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
121	II	3	(3)	3-(3)-①	乳幼児健康診査（再掲） 1歳6か月と3歳の子どもを対象に市町村が実施しており、身体の発育状態や栄養状態などを確認し、異常などの早期発見や適切な指導などをを行います。	令和4年度の神奈川県乳幼児健康診査の受診率は1歳6か月児健診は96.1%、3歳児健診は95.5%である。各市町村で個別に集団健診を組み合わせて、受診率の維持がされている。	乳幼児健康診査は市町村事業であるが、県の役割として、健診の精度管理、健診未受診者の状況確認、健診結果から適切な支援につながっているかの評価体制の整備への市町村支援を行う必要がある。受診率は維持されているが、新たに1か月健診・5歳児健診も国庫補助事業の実施が開始され、市町村の体制の確保が必要である。				健康医療局	健康増進課	
122													

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

資料2-3（別添2）

主要施設	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和5年度主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課	備考		
123	3	(3)	3-(3)-②	保育所、児童福祉施設への指導・監査 保育所や児童福祉施設などの定期的な指導・監査において、「児童福祉施設における食事の提供ガイドライン」や「保育所における食事の提供ガイドライン」などを活用した指導などを行い、食育の推進を図ります。	保育所、児童福祉施設等436施設に対して実施した指導等において、「児童福祉施設における食事の提供ガイドライン」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を活用し、助言指導することにより、食育の推進を図った。	保育所、児童福祉施設等に対して指導監査を実施し、「児童福祉施設における食事の提供ガイドライン」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を活用し、助言指導することにより、食育の推進を図った。	-	-	-	福祉子どもみらい局	次世代育成課			
124	3	(4)	3-(4)-①	SNSを活用した相談窓口の設置 県内の子ども・若者が気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	委託相談員により、週3日、14時から21時の間に、ひきこもり当事者を含む子ども・若者からのさまざまな相談をLINEで受けた。 令和5年度相談受付件数：3412件 相談対応直後に行うアンケートで「LINE相談が役に立った」と回答した。	引き続きLINE相談を運営し、ひきこもり当事者を各むす子ども・若者が身近に相談できる環境を提供する。	SNS子ども・若者相談事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	青少年課			
125	3	(4)	3-(4)-①	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、保護者からの相談を受け付ける。	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、保護者からの相談を受け付けた。	登録者を増やし、いつでも気軽に相談できる窓口として定着を図ることが課題。そのため、効果的な周知・広報や相談対応の向上に努めていく。	SNS児童虐待防止相談事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課			
126	3	(4)	3-(4)-①	令和5年度より、相談窓口の名称を「SNSいじめ相談@かながわ」から「中高生SNS相談@かながわ」に変更し、県内すべての中高生約44万人を対象に、LINEを活用した相談事業を令和5年11月1日から令和6年3月までの間で計166日実施した。（受付時間は18時から21時まで。月水金の週3日の相談に加え、長期休業明けには相談を毎日受け付ける期間を設定） 3,451件の相談に対応し、相談直後のアンケートでは、「相談は役に立った」「また相談したい」とする肯定的な評価が約8割であった。	令和5年度より、相談窓口の名称を「SNSいじめ相談@かながわ」から「中高生SNS相談@かながわ」に変更し、県内すべての中高生約44万人を対象に、LINEを活用した相談事業を令和5年11月1日から令和6年3月までの間で計166日実施した。（受付時間は18時から21時まで。月水金の週3日の相談に加え、長期休業明けには相談を毎日受け付ける期間を設定） 3,451件の相談に対応し、相談直後のアンケートでは、「相談は役に立った」「また相談したい」とする肯定的な評価が約8割であった。	相談窓口の向上を図るとともに、定着を図るため1人1台端末にPC型で返信するなど、相談窓口の周知を積極的に行い、活用促進を図っていく。	SNSを活用したいじめ等相談事業費 ※令和5年度に細々事業名を変更	本拠	全部	教育局	学校支援課			
127	3	(4)	3-(4)-②	高校生世代自立支援事業（再掲） 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	令和5年度廃止事業	高校生世代自立支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	青少年課				
128	3	(4)	3-(4)-③	かながわ子ども・若者総合相談センター・神奈川県ひきこもり地域支援センター 子ども・若者育成支援推進法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター」と、厚生労働省の「ひきこもり支援センター設置推進事業」により設置した「神奈川県ひきこもり地域支援センター」を一体として運営することで、子ども・若者の悩みを幅広く受け付け、相談窓口「かながわみらいデスク」に対応する。また、必要に応じて自立支援を行う。	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野（教育・福祉・福祉・福祉）の相談員を配置し、月曜日、年未年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、困難を有する子ども・若者の悩みを、とともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談 延べ2,702件 来所相談 延べ430件 LINE相談 延べ3,412件	・困難な相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が必要である。 ・今後も、引き続き、電話及び面接相談、LINE相談を実施するとともに、困難を有する子ども・若者の相談においては、市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「子ども・若者支援推進会議・ブロック会議」を開催し、関係機関との情報共有を図る。	ひきこもり等相談関係事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	青少年課			
129	4	(1)	4-(1)-①	生活困窮世帯の子どもを健全育成に対する支援（再掲） 生活困窮世帯の子どもを育てることが困難な状況にある子どもが育ちやすい環境を整え、社会の担い手となるよう、支援を展開します。	令和5年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染症防止の制限を受けずに学習支援や居場所づくりを開催することができなくなった。また、高校進学希望する子どもたちの、進学を支援することが出来た。子どもの健全育成プログラムについては、関係機関等と連携・協議の上、改定し普及啓発に努めた。	子ども支援員の活動を継続することで、生活困窮世帯の子どもを健全育成の充実（プログラム等の充実）を図る。関係機関への普及啓発に努める。	生活困窮世帯の子どもを健全育成事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	生活保護課			
130	4	(2)	4-(2)-①	若年者の就業支援 若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のホームページと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：6,820人 継続的に事業を実施し、「かながわ若者就職支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,222名のうち、606名が就職等進路決定した。	本意のまま非正規雇用で働き続けている若年者など、就職に困難を抱える者に対する就業支援の充実を図る必要がある。	若年者就業支援費	本拠	全部	産業労働局	雇用労政課			
131	4	(2)	4-(2)-②	かながわ若者サポートステーション事業（再掲） 仕事に就いておらず働くことに悩みを抱える若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。また、若者が無業者などになることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行います。	臨床心理士等によるカウンセリングや、働く意欲を高めるための支援プログラム（就業体験、ソーシャルスキルトレーニング、パソコン講座等）を実施した。また、自治体の福祉主管課等へのプログラム提供や、個別対応のためのオンライン面談に対応するため、多岐的な講座やセミナーを実施した。	若者の職業的自立支援について、より多くの支援を必要とする若者に地域若者サポートステーションを利用してもらうため、個別・継続的な支援を包括的に実施するとともに、支援内容等の周知を強化する。	感染症対策就業支援費 かながわ若者サポートステーション事業費	本拠	一部	産業労働局	雇用労政課	福祉子どもみらい局	青少年課	
132	4	(2)	4-(2)-③	高校生世代自立支援事業（再掲） 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	令和5年度廃止事業	高校生世代自立支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	青少年課				
133	4	(2)	4-(2)-④	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活困窮者、災害被災者など特別な事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和5年度の定員310名、入校者数224名、修了者数148名、就職者数146名、就職率66.4%（修了時点）。就職率は「（修了就職者÷就職中退）÷（修了者÷就職中退者）」で算出。職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施した。	東西校の普通課程における令和5年度の定員310名、入校者数224名、引き続き職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施する。	普通課程訓練推進事業費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課			
134	4	(3)	4-(3)-①	あすなろサポートステーション事業 「あすなろサポートステーション」を支援拠点として、児童福祉施設などを活用した若者などが退所する児童福祉施設退所者等自立支援資金貸付事業に、相談・就業支援、研修などを行います。	あすなろサポートステーション事業を社会福祉法人白十字及民間学校に委託し、代替養育を経験した者の相談・就業支援、継続支援計画の作成、通院同行等を継続的に実施し、自立支援に取り組んだ。相談件数延べ7,618件	あすなろサポートステーション事業の規模である国の事業（社会的養育自立支援事業）が、令和6年度から「社会的養育自立支援拠点事業」となったことで、委託法人から県に届出等が必要になったため、必要な案内を法人に実施していく。	あすなろサポートステーション事業費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課			
135	4	(3)	4-(3)-②	あすなろサポートセンター養成事業 「あすなろサポートステーション」と連携して、児童の社会的自立のための生活、金銭、就労、住居、人間関係など様々な問題の解決を支援する「あすなろサポート」を各児童福祉施設に配置し、このサポート養成のための研修などを実施します。	あすなろサポートステーションでは児童福祉施設との自立支援担当職員、職業指導員やあすなろサポートセンターに対する研修・情報交換の場を実施し、自立支援に対する支援の向上を図った。	あすなろサポートステーション事業の規模である国の事業（社会的養育自立支援事業）が、令和6年度から「社会的養育自立支援拠点事業」となったことで、委託法人から県に届出等が必要になったため、必要な案内を法人に実施していく。	あすなろサポートステーション事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課			
136	4	(3)	4-(3)-③	児童福祉施設退所者などへの貸付 児童福祉施設退所者などの円滑な自立を支援するため、県が適当と認める社会福祉法人などが実施する児童福祉施設退所者等自立支援資金貸付事業に、その経費を助成します。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成した。	児童福祉施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課				
137	4	(4)	4-(4)-①	高校生世代自立支援事業（再掲） 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	令和5年度廃止事業	高校生世代自立支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	青少年課				
138	4	(5)	4-(5)-①	若年者の就業支援（再掲） 若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のホームページと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：6,820人 継続的に事業を実施し、「かながわ若者就職支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,222名のうち、606名が就職等進路決定した。	本意のまま非正規雇用で働き続けている若年者など、就職に困難を抱える者に対する就業支援の充実を図る必要がある。	若年者就業支援費	再掲	全部	産業労働局	雇用労政課			
139	4	(5)	4-(5)-②	若年者の就業支援（再掲） 若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のホームページと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：6,820人 継続的に事業を実施し、「かながわ若者就職支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,222名のうち、606名が就職等進路決定した。	本意のまま非正規雇用で働き続けている若年者など、就職に困難を抱える者に対する就業支援の充実を図る必要がある。	感染症対策就業支援費	再掲	一部	産業労働局	雇用労政課			

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

資料2-3（別添2）

主要事業	大柱	小柱	取組の取組み	取組の内容	令和5年度までの主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課	備考	
140	II	4	(5)	4-(5)-②	県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業（再掲） 県立産業技術短期大学校では、高等学校の卒業生などを対象に、実践技術者を育成するための専門的な職業訓練を実施しています。なお、一定の学業成績に達しており、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であることやむをえない事情があると認められる者については、授業料を免除します。	産業技術短期大学校における令和5年度の定員200名、入校者数137名、修了者数25名、就職者数123名、就職率96.1%（修了時点）、就職率は「（修了就職者-就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。 実践技術者として必要な専門的知識、高度な技術・技能を習得するための訓練を実施した。	産業技術短期大学校における令和6年度の定員200名、入校者数100名、引き続き実践技術者として必要な専門的知識、高度な技術・技能を習得するための訓練を実施する。	専門課程訓練事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課	
141	II	4	(5)	4-(5)-③	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業（再掲） 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活困難者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。なお、入校日現在24歳以下の若年者、若年者職業能力形成支援枠への応募が可能で。	東西校の普通課程における令和5年度の定員310名、入校者数224名、修了者数143名、就職者数146名、就職率80.4%（修了時点）、就職率は「（修了就職者-就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施した。	東西校の普通課程における令和6年度の定員310名、入校者数191名、引き続き職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施する。	普通課程訓練推進事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課	
142	II	4	(5)	4-(5)-④	県立職業技術校の職業訓練生福利厚生事業 県立職業技術校では、経済的理由により技能修得が困難な訓練生の経済的負担を軽減するため、教員費及び被服などの支給を行います。	東西校における令和5年度の教科書等支給対象者は、教科書支給21件、被服支給21件で、生活困難世帯等の学びの機会の確保と経済的支援を行うことができた。	今後も継続して生活困難者等の学びの機会の確保と経済的支援を実施していく。	職業訓練生福利厚生事業費	本拠	一部	産業労働局	産業人材課	
143	II	4	(5)	4-(5)-⑤	かながわ若者サポートステーション事業（再掲） 若者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のネットワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	臨床心理士等によるカウンセリングや、就・全課程で実施する若者向け地域性（就業体験、ソーシャルスキルトレーニング、パソコン講座など）を実施した。また、自治体の福祉主管課等へのアウトリーチ支援やコロナ禍に広がったオンライン面接に対応するため、実践的な講座やセミナーを実施した。	若者の職業的な自立支援について、より多くを必要とする若者向け地域性サポートステーションを利用してもらうため、個別・継続的な支援を包括的に実施することにより、支援内容等の周知を強化する。	かながわ若者サポートステーション事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	青少年課	
144	II	4	(5)	4-(5)-⑥	外部機関と連携した就労支援 県立高等学校などにおいて、働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」などとの連携を強化し、必要に応じて関係機関との連携を受けられるようにします。	*地域若者サポートステーションを所管する福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課と連携を図り、全県立高等学校の進路指導担当者を対象とした進路指導説明会で紹介して活用を促した。また、外部機関が就労支援事業等について県立高等学校等に周知した。 *地域若者サポートステーションの設置目的や事業内容、県内配置図などコンパイルにまとまっており、学校での活用に役立っている。	*支援を必要とする対象者へのアプローチが難しい。 *SNSの有効活用など、周知範囲を広げる提案を引き続き積極的に行っていく。	-	-	-	教育局	高校教育課	
145	II	4	(5)	4-(5)-⑦	キャリア教育の推進（再掲） 県立高等学校などにおけるキャリア教育の推進の取組をまとめた指針に基づき、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などを育成するため、「キャリア教育実践プログラム」による学校の教育活動を基盤とした計画的・体系的なキャリア教育を推進します。	*「キャリア教育実践プログラム」を全校・全課程で実施し、あむね計画的・体系的に推進することができた。 *学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度の育成などの社会的自立に向け、インターンシップや外部連携等をおし、在学中に社会を体験できる。	新型コロナウイルス流行時に、様々な制限の中で生活してきた高校生への影響を踏まえ、今後のキャリア教育の一助となるような取組を検討していく。	-	-	-	教育局	高校教育課	
146	II	5	(1)	5-(1)-①	子育てに適する公営住宅の特別入居の実施 義務教育終了前の子どもと現在同居し、扶養している者に対して、小学校や中学校の立地状況などの事情を勘案して子育てに適すると考えられる住宅を「子育て世帯向け住宅」として提供します。	子育て世帯向け住宅として、計124戸募集した。 （内訳） 4月定期募集：2戸 10月定期募集：2戸 5月定期募集：50戸 11月定期募集：70戸	継続予定	-	-	-	県土整備局	公共住宅課	
147	II	5	(1)	5-(1)-②	公営住宅への母子・父子世帯などの応募にあたっての優遇措置などの実施 入居者募集にあたって、母子・父子世帯（申込者に配偶者がなく、20歳未満の子がいる世帯）や母子世帯（申込者に18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対して、抽選時の当選率を高める優遇措置を実施します。	子育て世帯、母子・父子世帯向け優遇措置を実施した。	継続予定	-	-	-	県土整備局	公共住宅課	
148	II	5	(1)	5-(1)-③	生活困難者自立支援（再掲） 経済的に困難し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困難状態からの早期脱却や地域での自立を促すための相談支援を県所管貸付（町村域）で実施します。	県所管2箇所の相談窓口で生活困難者自立相談支援を実施 新規相談受付件数：444件	新型コロナウイルス感染症の影響により増加していた相談件数は落ち着きを見せ始めたが、引き続き、複合的な課題を抱える相談者に対応する体制を作ることが必要であるため、支援員の研修等資向上を図りながら、生活困難者への支援体制を整えていく。	生活困難者自立促進支援事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	生活保護課	
149	II	5	(1)	5-(1)-④	母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金、転宅資金） 配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行います。	引き続き、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に前し、その自立に必要な福祉資金の貸付付付を始めて生活全般にわたる指導を行い、自立援助と福祉の向上を図る。 令和5年度母子父子寡婦福祉資金貸付金 修学資金：185件 技能習得資金：7件 修業資金：13件 生活資金：8件 就学支度資金：108件 （効果） 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の助けを行うことができた。	母子父子寡婦福祉資金貸付金	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課		
149	II	5	(1)	5-(1)-⑤	住居確保給付金の支給 就職者であって住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対し、住居と就労機会の確保のため住居費（家賃相当分）について3か月間支給します。（ただし、この給付金を受けするためには、世帯の合計収入額と預貯金額が一定額以下であること、求職活動を行っていること、必要な条件を全て満たす必要があること。） 住宅扶助基準に基づく額を上限とした家賃額を月ごとに支給します。ただし、世帯の収入合計額が基準額を超える場合は、一部支給となります。	町村の生活困難世帯を対象とした住居確保給付金の支給実績 支給決定件数 新規 28件 延長 21件 再延長 17件 再支給 22件 支給金額 2,465,600円 ※再延長は令和3年度で申請受付終了	前年と比べ申請者数が減少しているが、一部の受給者の支給期間が長期化していることから、受給者の生活再建を早期に図るため、関係機関と連携し、受給者の状況に応じた就労支援を行っていく。	住居確保給付金支給費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	生活保護課	
150	II	6	(1)	6-(1)-①	児童虐待防止対策推進事業 児童相談所職員に研修を実施し、アセスメントやソーシャルワークの知識や技術など専門性の向上を図り、子どもや保護者への効果的な支援を行うようにします。	<取組実績> 感染症予防に努めつつ、研修を実施し、児童相談所職員の専門性向上を図った。	<取組の課題及び方向性> 職員増加に伴い、人材育成の観点からの研修も必要になっている。必然的に受講者対象者も増加しており、その時々状況、機動に合わせて研修形態を検討し、実施していく。	虐待防止対策推進事業費（国庫）	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
151	II	6	(2)	6-(2)-①	未成年後見人報酬等補助 児童相談所長は、親権を行う者でない児童などについて、その福祉のために必要であるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならないこととされています。 児童相談所長が家庭裁判所に対し請求を行い、選任された未成年後見人などについて、報酬及び未成年後見人、常後見人が加入する損害保険料の一部を県が補助します。	<取組実績> 報酬等の一部補助については13名、未成年後見人及び被後見人が加入する損害保険料の補助については12名へ実施した。	<今後の方向性> 継続して実施していく。	未成年後見人報酬等補助	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
152	II	6	(2)	6-(2)-②	児童福祉施設退所児童等元保証人確保対策費補助 児童福祉施設や母子生活支援施設などに入所中または退所した者が就職に際して、また住宅を賃借する際などに保証人が得られにくく、就職やアパートの賃借が困難になる場合があることから、施設長など（施設長、里親、児童相談所長）が保証人となった場合に利用できる制度です。	保証人が得られない退所した児童に対して、施設長などが保証人となった場合と、県で必要な審査を行ったうえで、全国社会福祉協議会へ施設から提出された資料を送付した。	引き続き、保証人が得られない退所した児童に対して、施設長などが保証人となった場合に支援をしていく。	児童福祉施設退所児童等元保証人確保対策費補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
153	II	6	(2)	6-(2)-③	児童福祉施設退所者などの貸付（再掲） 児童福祉施設退所者などの円滑な自立を支援するため、県が貸付する社会福祉法人などが実施する児童福祉施設退所者等自立支援資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成した。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成する。	児童福祉施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
154	II	6	(2)	6-(2)-④	児童福祉施設退所者などの貸付（再掲） 児童福祉施設退所者などの円滑な自立を支援するため、県が貸付する社会福祉法人などが実施する児童福祉施設退所者等自立支援資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成した。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成する。	児童福祉施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

資料2-3（別添2）

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組の内容	令和5年度までの主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	再掲	全部・一部	局	所管課	備考	
155	II	6	(2)	6-(2)-④	あすなろサポートステーション事業（再掲） 「あすなろサポートステーション」を支援拠点として、児童養護施設などを併設した者などが退所後に安定した生活と就労が確保できるように、相談・就業支援、研修などを行います。	あすなろサポートステーション事業を社会福祉法人白十字会短期福祉部に委託し、代替者を招いた者の相談・就労支援、継続支援計画の作成、退所同行等を積極的に行い、自立支援に取り組んだ。相談件数延べ 7,618件	あすなろサポートステーション事業の根拠である国の事業（社会的養護自立支援事業）が、令和6年度から「社会的養護自立支援拠点事業」となったことで、委託法人から県に届出が必要になったため、必要な案内を法人に実施していく。	あすなろサポートステーション事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
156	II	6	(2)	6-(2)-⑤	あすなろサポーター養成事業（再掲） 「あすなろサポーター」を児童養護施設に配置し、このサポーター養成のための研修などを実施します。	あすなろサポートステーションでは児童養護施設の自立支援担当職員、臨床発達心理士やあすなろサポーターに対する研修・情報交換の場を実施し、自立支援に対する支援の向上を図った。	あすなろサポートステーション事業の根拠である国の事業（社会的養護自立支援事業）が、令和6年度から「社会的養護自立支援拠点事業」となったことで、委託法人から県に届出が必要になったため、必要な案内を法人に実施していく。	あすなろサポートステーション事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
157	II	6	(2)	6-(2)-⑥	児童養護施設退所児童等支援費補助に名称変更 あすなろサポートステーションに設置した自立支援コーディネーターや、就労支援コーディネーターなどを中心に、施設退所した者などへの関係機関連携による相談支援を行います。また、18歳到達により施設などを退所解除された者が引き続き自立に向けた支援が必要な場合は、生活の場を提供する施設などに対し、補助します。	児童養護施設退所児童等支援事業費補助では、18歳以降引き続き児童養護施設等での生活が困難な者に対して、退所後の生活に関する相談に対し、居住費や生活費等の補助を実施しました。	令和6年度から、当該補助事業の国庫拠出は廃止され、児童自立生活援助事業に再編されたため、当該補助事業も廃止となりました。令和6年度以降は児童自立生活援助事業として、18歳以降引き続き児童養護施設等での支援が必要な者を支援することとなります。	重観センター事業費、あすなろサポートステーション事業費、児童養護施設等退所児童等支援事業費、自立支援コーディネーター事業費	一部再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
158	II	6	(2)	6-(2)-⑦	児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する経費を国・県が負担します。 「教育費」としては、義務教育用の学用品、教材費、通学費、部活動費、学習塾費が公費負担対象です。	児童養護施設への入所や里親への養育委託等の措置を行った場合の施設運営、児童養育の費用を国・県が負担します。また、令和5年度から、費目の種類として、新たに視力矯正費が追加されました。	措置要綱に従い、児童の養育に資するように、適切に措置費を国・県で負担する。費用に必要に応じて、児童の養育に資するように必要な費用を引き続き負担する。	児童保護措置費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
159	II	6	(2)	6-(2)-⑧	施設入所児童処遇費 県が民間児童養護施設などに措置委託した児童の養育に対する費用を施設に対して負担します。	児童養護施設などに措置した児童の養育に要する費用を負担した。	県の弁済基準に従い、児童の養育に資するように必要な費用を引き続き負担する。	施設入所児童処遇費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
160	II	6	(2)	6-(2)-⑨	県立児童福祉施設入所児童処遇費 県が児童養護施設などに措置した児童の養育に要する費用を負担します。	県が児童養護施設などに措置した児童の養育に要する費用を負担した。	県が児童養護施設などに措置した児童の養育に要する費用を負担する。	県立児童福祉施設入所児童処遇費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
161	II	6	(2)	6-(2)-⑩	障害児入所措置費 保護者がいないなどにより、指定障害児入所施設の利用契約の締結が困難な児童について、県が児童福祉法上の措置を取り、入所後の保護者負担に要する経費を負担します。	保護者がいない等であって施設の利用契約の締結が困難な児童について、県が児童福祉法に基づく措置により、障害児施設に入所させた児童について、入所後の保護者負担の支弁および障害児が日常生活に必要な補装具等を供給しました。	県が行った措置により、障害児施設に入所させた児童の福祉増進を引き続き図っていきます。	障害児施設等措置費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	障害サービス課	
162	II	6	(2)	6-(2)-⑪	障害児入所給付費 入所給付決定保護者が指定障害児入所施設などに入所する児童を支援する場合は、当該保護者に対し入所支援を受けたときは、当該保護者に対し、障害児入所給付費を支払います。	入所給付決定保護者が指定障害児入所施設等に入所する児童の申込みを行い、当該施設等から障害児入所支援を受けた保護者に対して入所支援の費用を支給した。また、障害児入所支援のうち治療等にかかる支援を受けた保護者に対して障害児入所医療費を支給しました。	契約入所児童の福祉増進を引き続き図っていきます。	障害児入所給付費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	障害サービス課	
163	II	7	(1)	7-(1)-①	児童支援事業（再掲） 児童相談所や児童養護施設が実施する里親に対する研修費用や里親委託等推進員の配置費用などを負担します。	児童相談所等に里親委託推進員を配置し、社会福祉法人に家庭養育支援センターや里親センターを委託して里親制度の普及啓発等に取組んだ結果、里親登録数の増加となりました。	里親委託率が増えつつある一方で、里親委託の推進に向けては、「里親支援センター」の設置検討も進め、里親制度の普及体制を整備することが課題となっています。また、里親研修の充実等を通じて、里親の養育技術向上を図り、さまざまな背景	児童支援事業費（国庫）	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
164	II	7	(1)	7-(1)-②	子ども権利相談室推進事業 子どもの権利及び意思表明を確保し、子ども一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進するため、施設職員を対象に人権研修、虐待防止研修等を実施し、いじめや体罰、虐待などの人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」を行います。	<取組実績> 子どもの意見表明支援事業において、令和5年度は、児童養護施設等6カ所、一時保護所1カ所を訪問し、子どもの意見を聞き取り、児童福祉委員会に報告した。また、里親委託児童にもモラル的に関与を推進した。基礎的職員研修を開催した。 <効果> ・子ども本人の権利意識を高めることができた。 ・支援者の人権意識を高めるとともに、参加者相互の情報交換を行い、気付きを深めることにつながった。	<今後の方向性> 子どもの意見表明支援事業は、令和6年度も引き続き実施する。そのほか、児童養護施設等における、スムーズな実施と、意見表明支援員の増員など、事業拡大を目指す。	子ども権利相談室推進事業費（国庫）	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
165	II	7	(1)	7-(1)-③	児童相談所業務強化対策事業 子どもやその家族の複雑で困難な問題に対応できるよう、児童相談所の機能強化を図り、児童相談所の専任性を活用し、連携強化を図り、市町村など関係機関との連携強化を図ります。	<取組実績> 感染症予防に努めつつ、各児童相談所において、市管市町村との連絡会議を実施した。 <効果> 地域の実情に合わせた情報交換や課題共有	<今後の方向性> 各児童相談所において連絡会議を実施。実施においては状況や情勢を踏まえた対応態勢の検討が必要。地域の実情に合わせた情報交換や課題共有を目的とした次世代への啓発の推進を図る。	児童相談所業務強化対策事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
166	II	7	(1)	7-(1)-④	虐待防止対策推進事業 精神科医、弁護士などが児童相談所職員に対し、専門的な助言、指導を行います。児童虐待の事案に関するため、医療機関に診断を依頼し、委託した児童相談所で親子面接、カウンセリングなどを実施します。	<取組実績> 子どもや保護者が抱える複雑で深刻化する相談に対して、定期的に精神科医や弁護士による専門的な助言、指導を受けた。 <効果> 多角的に問題を捉え、迅速かつ適切な支援を行うことができた。	<今後の方向性> 児童虐待相談をはじめとする複雑で深刻化する相談に対して、より適切で効果的な支援を行うための体制を整備することを目指す。また、児童虐待の事案に関するため、医療機関との連携を強化し、児童虐待防止の支援を充実させる。	虐待防止対策推進事業費（国庫）	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
167	II	7	(1)	7-(1)-⑤	児童相談所一時保護所心理職員雇用 緊急保護した児童の心理療法を実施し、児童相談所の心理検査や評価の実施、一時保護所職員への助言を行った。	引き続き、緊急保護した児童の心理療法を実施し、児童相談所の心理検査や評価の実施、一時保護所職員への助言を行った。	児童相談所一時保護所心理職員雇用費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課		
168	II	7	(1)	7-(1)-⑥	児童相談所業務支援システム 児童相談所における相談情報のデータベース化及び処理システムを構築・運用します。	システムを適切に運用するために必要な業務委託を行った。	引き続き、システムを適切に運用するために必要な業務委託を行う。	児童相談所業務支援システム費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
169	II	7	(2)	7-(2)-①	市町村職員を対象とした専門研修や情報共有の機会の確保 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修、その他市町村職員を対象とした研修や連絡会を通じて、子ども家庭相談や妊産婦への支援に関わる職員の専門性向上を支援するとともに、各自自治体の取組情報共有を図ります。	<取組実績> 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修及び、市町村新任職員を対象とした研修について、感染症予防に努めつつ実施した。	<今後の方向性> そのほか状況や情勢を見つつ、研修や連絡会を実施し、情報交換や課題共有を実施していく。	虐待防止対策推進事業費（国庫）	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
170	II	7	(3)	7-(3)-①	神奈川県母子家庭等就業自立支援センター 現況届の時期に、一部自治体で出張就業相談を実施します。	現況届の提出時期に、相談員が一部市役所（藤沢市、茅ヶ崎市）を訪問し、就業相談等を実施した。	引き続き、本事業を通じて、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	母子家庭等就業支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
171	II	7	(4)	7-(4)-①	母子父子自立支援員の研修実施 ひとり親世帯の自立支援などを図るため、福祉事務所にひとり親世帯などからの各種相談に対し情報提供や指導を行う「母子・父子自立支援員」を配置します。また、定期的に研修を実施し、「母子・父子自立支援員」の質向上を図ります。	（主な取組実績） 4回目の研修会を実施 令和5年4月 オンライン開催 令和5年7月 オンライン開催 令和5年10月 オンライン開催 令和6年2月 オンライン開催 （効果） 母子父子自立支援員の日々の相談業務等	ひとり親家庭の自立支援と推進に関する新制度が設立される場合は、新制度の推進を支援し、その推進状況に応じた研修会を実施していく必要がある。	母子・父子自立支援員設置費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
172	II	7	(4)	7-(4)-②	生活困窮者自立支援（再掲） 経済的に困難し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管圏（市町村）で実施します。	県所管圏2箇所の相談窓口で生活困窮者自立支援を実施 新規相談受付件数：444件	新型コロナウイルス感染症の影響により増加していた相談件数は徐々に減少をみせてきたが、引き続き、様々な課題を踏まえて相談に対応する体制を整備することが必要であるため、支援員の研修等費用向上を図りながら、生活困窮者への支援体制を整えていく。	生活困窮者自立促進支援事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	生活支援課	
173	II	7	(5)	7-(5)-①	母子父子自立支援員の研修実施（再掲） ひとり親世帯の自立支援などを図るため、福祉事務所にひとり親世帯などからの各種相談に対し情報提供や指導を行う「母子・父子自立支援員」を配置します。また、定期的に研修を実施し、「母子・父子自立支援員」の質向上を図ります。	（主な取組実績） 4回目の研修会を実施 令和5年4月 オンライン開催 令和5年7月 オンライン開催 令和5年10月 オンライン開催 令和6年2月 オンライン開催 （効果） 母子父子自立支援員の研修実施	ひとり親家庭の自立支援と推進に関する新制度が設立される場合は、新制度の推進を支援し、その推進状況に応じた研修会を実施していく必要がある。	母子・父子自立支援員設置費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
174	II	7	(5)	7-(5)-②	ケースワーカー・子ども支援員・就労支援員の研修実施 生活保護ケースワーカー・子ども支援員及び就労支援員の資質の維持・向上を図るために、研修を実施します。	令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響による研修の延期を行い、対面での研修を開催した。	今後も研修計画を作成し、ケースワーカー・子ども支援員及び就労支援員の資質の維持・向上を図るため、研修を実施していく。	生活困窮世帯の子どもの健全育成事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	生活支援課	

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

資料2-3（別添2）

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組の内容	令和5年度主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課	備考		
175	Ⅱ	7	(5)	7-(5)-③	民生委員・児童委員研修事業	各種研修を実施し、民生委員・児童委員が活動に必要な知識を習得した。	引き続き取組を通じて、活動に必要な知識等を提供する。	民生委員児童委員研修事業費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	地域福祉課		
					民生委員・児童委員の資質の維持・向上を図るために、新任研修、リーダー研修、テーマ別研修を実施します。	○新任研修 受講者数 計142名 ○リーダー研修 受講者数 計103名								
176	Ⅲ	1	(1)	1-(1)-①	働き方改革推進事業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、テレワークに関するセミナーを2回（・テレワーク&ICT活用体験セミナー・テレワーク&ICT実践セミナー）を実施した。アドバイザー派遣をコース別、テレワーク導入コース（10社）、テレワーク研修コース（2社）、ICT活用コース（1社）を実施し、また、仕事と家庭の両立を希望する女性労働者を対象に、ワーク・ライフ・バランスに関する個別カウンセリングやセミナーを実施します。	少子高齢化の中で、子育て世代、介護を必要とする家族がいる従業員や高齢者など、働く時間や場所などに制約のある多様な人材が、就業を継続できる職場環境の整備が求められている。通勤時間は仕事と生活を両立するうえで大きな課題となっている。その課題を軽減する工夫が、仕事と家庭の両立を希望する女性労働者を対象に、ワーク・ライフ・バランスに関する個別カウンセリングを89件、ワーク・ライフ・バランス研修セミナーを2回実施し、新たに17事業者が「かながわ子育て応援団」として認証された。	引き続き、従業員のための子ども・子育て支援に取り組み体制が整っている事業者を認証し、その取組状況を登録・公表することにより、仕事と子育ての両立に向けた職場環境の整備を推進する。	働き方改革推進事業費（新型コロナウイルス対策）	本拠	一部	産業労働局	雇用労政課	
					働き方改革推進事業	働き方改革推進事業費	本拠	一部	産業労働局	雇用労政課				
177	Ⅲ	1	(1)	1-(1)-②	県子ども・子育て支援推進条例に基づく事業者の取組	新たに17事業者が「かながわ子育て応援団」として認証された。	引き続き、従業員のための子ども・子育て支援に取り組み体制が整っている事業者を認証し、その取組状況を登録・公表することにより、仕事と子育ての両立に向けた職場環境の整備を推進する。	次世代育成支援行動計画推進費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課		
178	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-①	神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター	就業相談については、新型コロナウイルスの感染対策・遠方に居住する方を考慮し、次世代育成支援推進計画「かながわ子育て応援団」による相談を実施した。また、パソコン講座等の就業支援講座についても、消音や換気等に留意しながら実施した。	引き続き、本事業を通じて、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	母子家庭等就業支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課		
179	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-②	自立支援教育訓練給付	介護福祉士資格等の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、受講費用の一部を支給した。	引き続き、本事業を通じて、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	高等職業訓練促進給付金等支給費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課		
180	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-③	高等職業訓練促進給付金などの支給	介護福祉士資格等の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練費支援給付金を支給し、生活負担の軽減を図った。	引き続き、本事業を通じて、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	高等職業訓練促進給付金等支給費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課		
181	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-④	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付	神奈川県社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の経費を補助し、ひとり親の資格取得及び住居費支援による自立促進を図った。	引き続き、本事業を通じて、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課		
182	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑤	「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定	母子及び父子並びに養育福祉法第12条に基づく「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親の自立促進に係る事業を推進します。	引き続き、母子家庭の母等の自立促進を図る。	児童福祉審議会費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課		
183	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑥	若年者の就業支援（再掲）	若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就業支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供を行います。	引き続き、母子家庭の母等の自立促進を図る。	若年者就業支援費	再掲	全部	産業労働局	雇用労政課		
184	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑦	女性就業支援事業	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：6820人 継続的に事業を実施し、「かながわ女性就業支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,222名のうち、606名が就職等進路決定した。	女性の就業率・就業者数ともに増加傾向にあるものの、本県の完全失業率は全国より高くなっていることが課題である。引き続き、不安を解消し、相談室に寄り添ったキャリアカウンセリングを実施することにより、育児等を理由に就業を断念、あるいは離職している女性に就業を断念、あるいは離職している女性に就業に関する課題等を反映し、女性活躍推進に資する内容のセミナーを開催した。	女性就業支援推進事業費（新型コロナウイルス対策）	本拠	一部	産業労働局	雇用労政課		
					中高年齢者の就業支援	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：6,806人 継続的に事業を実施し、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」にてキャリアカウンセリングを利用した2,199名のうち、935名が就職等進路決定した。	・就業意欲の高い高齢者の増加に対応し、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」における就業支援の充実と、事業主による年齢にかかわらず働くことでの雇用・就業環境の整備を促進する必要がある。	シニア・ジョブスタイル・かながわ事業費	本拠	全部	産業労働局	雇用労政課		
185	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑧	労働相談事業	かながわ労働センター及び同支所において、労働相談を実施した。（11,472件）	引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。	労働相談等事業費	本拠	一部	産業労働局	雇用労政課		
186	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑨	県立職業技術校の短期課程訓練推進事業	東西校の短期課程における令和5年度の定員600名、入校者数494名、修了者数404名、就職者数497名、就職率79.3%（修了時点）、就職率は（就職者÷就職中退者）/（修了者÷就職中退者）で算出。再就職に必要な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施した。	東西校の短期課程における令和6年度の定員600名、入校者数249名（4月時点）、引き続き就職に必要な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施する。	短期課程訓練推進事業費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課		
187	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑩	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業（再掲）	東西校の普通課程における令和5年度の定員310名、入校者数224名、修了者数148名、就職者数146名、就職率86.4%（修了時点）、就職率は「（修了就職者÷就職中退者）/（修了者÷就職中退者）」で算出。就職に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施した。	東西校の普通課程における令和6年度の定員310名、入校者数191名、引き続き就職に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施する。	普通課程訓練推進事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課		
188	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑪	離職者等委託訓練事業	離職者を対象に、108コース、1,119人実施。就職率38.4%（R5年9月修了時点での実績）。就職率は「（修了就職者÷就職中退者）/（修了者÷就職中退者）」で算出。離職者に対し、訓練機会を提供し、就職に結びつけることができた。	令和4年度では、就職率は77.0%と第11次神奈川県職業能力開発計画の目標値である72.0%を達成するとともに、その目標値である75.0%を達成できたものの、令和5年度については達成できない見込みであるため、引き続き、公共職業安定所と連携し、就職率向上に努めている。	離職者等委託訓練事業費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課		
189	Ⅲ	2	(1)	2-(1)-⑫	離職者等委託訓練事業	離職者を対象に、民間教育訓練機関などに委託して、長期（1年又は2年）及び短期（2～4月）の訓練を実施します。いずれも、入校検定料、入校料、授業料は無料です。長期訓練では、介護福祉士や保育士などの資格を取得し就業するために必要な知識、技術を習得する訓練を実施します。短期の訓練では、ITを活用した訓練、実務知識、技能を習得する訓練などを実施します。	引き続き、就業意欲の高い高齢者の増加に対応し、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」における就業支援の充実と、事業主による年齢にかかわらず働くことでの雇用・就業環境の整備を促進する必要がある。							

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

資料2-3（別添2）

主要事業	大 目	小 目	取組の取組み	取組の内容	令和5年度までの主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・再掲	全 部・一 部	局	所管課	備考	
190	Ⅲ	2	(2)	2-(2)-①	ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲） 母子世帯などにへんぱ（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。	（主な取組実績） ○が実施している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、補助金を交付した。町域は県の直接事業。 令和5年度実績（市実績） 派遣件数：79件 派遣回数：140回 （効果） 母子・父子家庭等の日常生活を円滑に営むための手助けを行うことができた。	引き続き、母子・父子家庭の母、父、又は当該家庭の児童、若しくは高齢者の病気等による家事労働低下の事態に対処する生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の福祉の増進に努める。	ひとり親家庭等就業支援事業費（国庫）	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
191	Ⅲ	2	(2)	2-(2)-②	子育て短期支援事業への支援（再掲） 保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難な場合、子育て短期支援施設などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。	子育て短期支援事業を実施した7市に運営費用等の補助を行った。	今後も引き続き子育て短期支援事業を実施した市町村への補助を行っていく。	子育て短期支援事業費補助	再掲	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
192	Ⅲ	2	(2)	2-(2)-③	病児・病後児保育事業への支援（再掲） 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。	病児保育事業については、16市3町に対して病児保育事業の実施に係る経費の一部を補助することで、病児や病後児の受入促進を図られた。	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病児・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行っていく。	病児・病後児保育事業費補助（投資・非投資）	再掲	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
193	Ⅲ	2	(3)	2-(3)-①	自立支援教育訓練給付（再掲） 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。県が指定した職業能力の開発のための講座を受講した母子世帯の母又は父子世帯の父に対して、対象講座の受講料の6割（雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のある者は4割）相当額を支給します。	介護福祉士資格等の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、受講費用の一部を支給した。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	高等職業訓練進給付金等支給費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
194	Ⅲ	2	(3)	2-(3)-②	高等職業訓練進給付金などの支給（再掲） 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。母子世帯の母又は父子世帯の父の修学期間中の生活費負担を軽減するため、1年以上専攻期間を修業した場合に「高等職業訓練進給付金」を支給するとともに、修学の最終年1年間については支給額を4万円加算し、養成機関で修業が終了した場合に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。	看護師資格等の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、高等職業訓練進給付金、高等職業訓練修了支援給付金を支給し、生活負担の軽減を図った。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	高等職業訓練進給付金等支給費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
195	Ⅲ	2	(3)	2-(3)-③	ひとり親家庭高等職業訓練進給付金の貸付（再掲） 県が適当と認める社会福祉法人などが実施するひとり親家庭高等職業訓練進給付金貸付事業に対し生活保護（生業扶助） 生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が営めるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。福祉事務所では、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給しています。「生業扶助」において、高等学校などへの就学費は、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、遊学費や教材代などが支給されます。また、高校生の就労収入については、保護費から自立するまでの間の遊学費用に充てる場合などは、一定の要件の下、収入として認定しない取扱いとしています。	神奈川県社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練進給付金貸付事業の経費の取組を行い、ひとり親の資格取得及び住居確保による自立促進を図った。	子どもたちが将来に希望を育てるよう支援を継続し、保護者からの自立助長を図る。	高等職業訓練進給付金等支給費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	生活保護課	
196	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-①	県立職業技術校の短期課程訓練推進事業（再掲） 県立職業技術校では、主として離職者を対象に、再就職に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。	東西校の短期課程における令和5年度の定員660名、入校者数494名、修了者数404名、就職者数367名、就職率79.3%（修了時点）、就職率は（就職者十就職中退者）/（修了者十就職中退者）で算出。再就職に必要な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施した。	東西校の短期課程における令和6年度の定員660名、入校者数249名（4月時点）、引き続き再就職に必要な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施する。	短期課程訓練推進事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課	
197	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-②	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業（再掲） 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。なお、生活困難者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和5年度の定員310名、入校者数224名、修了者数148名、就職者数146名、就職率86.4%（修了時点）、就職率は「（修了就職者-就職中退）/（修了者十就職中退者）」で算出。職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施した。	東西校の普通課程における令和6年度の定員310名、入校者数191名、引き続き職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施する。	普通課程訓練推進事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課	
198	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-③	離職者等委託訓練事業（再掲） 離職者を対象に、民間教育訓練機関などに委託して、長期（1年又は2年）及び短期（2～4月）の訓練を実施します。入校検定料、入校料、授業料は無料です。長期の訓練では、介護福祉士や保育士などの資格を取得して就業するために必要な知識、技術を習得する訓練を実施します。短期の訓練では、ITを活用した訓練、実務知識、技能を習得する訓練とを実施します。	離職者を対象に、108コース、1,119人実施。就職率38.4%（R5年9月修了生までの実績）、就職率は「（修了就職者-就職中退）/（修了者十就職中退者）」で算出。訓練機会を提供し、就職に結びつけることができた。	令和4年度では、就職率は77.0%と第11次創生100事業能力開発計画の目標値である72.0%を達成するとともに、国の目標値である75.0%も達成できたものの、令和5年度については達成できない見込みであるため、引き続き、公共職業安定所と連携し、就職率向上に努めていく。	離職者等委託訓練事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課	
199	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-④	生活保護受給者等就労自立促進事業等 生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者に加え、生活保護の相談・申請段階の者を始め、広く生活困難者を対象として、福祉事務所とハローワークと連携した就労支援を行っています。そのほか、福祉事務所の就労支援プログラムを活用した支援、福祉事務所に配置された就労支援員による支援、生活保護ケースワーカーによる支援を行っています。	神奈川県労働局と自治体で締結した協定に基づき、生活保護受給者等の就労による自立を促進するため、ハローワークとより一層連携を強化することで、対象者の状況に応じた効果的な支援を実施した。	引き続き、ハローワークや自立相談支援機関と連携し、就労支援を行っていく。	-	-	-	福祉子どもみらい局	生活保護課	
200	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-⑤	生活困難者就労準備支援事業 複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない生活困難者を対象に、就労に向けた準備としての基礎力の形成からの支援を、県所管課（町域）で実施しています。生活習慣を改善するための指導や訓練、就労の前向きなコミュニケーション実習やボランティア活動などを通じた社会的能力の習得、就労体験の場の提供や、就職活動に向けた技法や知識の取得の支援などを行います。	就労準備支援事業の令和5年度実績継続受援件数 796件 主な実施内容 ・事業所内での就労体験・実習、農業体験、職場見学、ボランティア活動参加、生活相談 ・居場所づくり（フリーサロンなど） ・アウトリーチ支援（出張相談会） ・就労後の定着支援	引き続き、就労体験等を通じ、就職活動に向けた技法や知識の取得の支援を行っていく。	生活困難者自立促進支援事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	生活保護課	
201	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-⑥	技術校生等就職促進事業 職業訓練校などに求入開始推進員を配置し、職業訓練受講者及び訓練修了後1年未満の修了生を対象に、就職先の開拓、就職相談、無料職業紹介を行い、技術校生の就職を支援します。	新規求人数 約4,430件、新規求人数 約21820人分を開拓し、約320人を就職に結びつけた。	新規求人数が昨年度実績を下回ったが、就職者数は増加した。引き続き新規求人数の開拓をより進め、就職者数の増につなげたい。	技術校生等就職促進事業費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課	
202	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-⑦	職業訓練手当支給費 障害者職業能力開発校などにおいて、公共職業安定所長の受講指示により入校した場合、訓練期間中に手当を支給します。	91名の訓練生に手当を支給し、訓練受講環境を安定化させ、就職の促進を図った。	職業訓練校等への障がい者等の受入れ増加により、職業訓練校等の支給対象者数が今後増加していく可能性があり、労働局と調整しながら、対象者のへんぱ手続きを滞りなく進めていく。	職業訓練手当支給費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課	
203	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-⑧	障害者就職促進委託訓練事業 障がい者の多様なニーズに対応した短期間の職業訓練を民間教育訓練機関などに委託して実施します。なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。	求職中の障がい者を対象に、37コース、96人実施。就職率26.7%（12月末訓練終了コース修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者-就職中退者）/（修了者十就職中退者）」で算出。求職中の障がい者に対し、訓練機会を確保し、就職率向上に努めていく。	令和5年度は、国の目標値である就職率55.0%を達成できない見込みであるため、引き続き、公共職業安定所と連携し、就職率向上に努めていく。また、職業安定所が広く（平均51.0%）開催できないコースが少なからずあるため、公共職業安定所と連携し、求職中の障がい者に対し、全8コースの職業訓練を実施し、就職を支援した。77名が受講し、修了時点の就職率は、65.0%であった。	障害者就職促進委託訓練事業費（国庫）	本拠	全部	産業労働局	産業人材課	
204	Ⅲ	3	(1)	3-(1)-⑨	障害者職業能力開発事業 障害者職業能力開発校などにおいて、障がいの程度や適性に応じた職業訓練を実施します。なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。	求職中の障がい者を対象に、37コース、96人実施。就職率26.7%（12月末訓練終了コース修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者-就職中退者）/（修了者十就職中退者）」で算出。求職中の障がい者に対し、訓練機会を確保し、就職率向上に努めていく。	令和5年度は、国の目標値である就職率55.0%を達成できない見込みであるため、引き続き、公共職業安定所と連携し、就職率向上に努めていく。また、職業安定所が広く（平均51.0%）開催できないコースが少なからずあるため、公共職業安定所と連携し、求職中の障がい者に対し、全8コースの職業訓練を実施し、就職を支援した。77名が受講し、修了時点の就職率は、65.0%であった。	障害者職業能力開発事業費（国庫対象）	本拠	全部	産業労働局	産業人材課	
205													

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

資料2-3（別添2）

主要事業	大柱	小柱	取組の取組み	取組み内容	令和5年度主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課	備考
206	3	(1)	3-(1)-①	生活保護（生業扶助）（再掲） 生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。福祉事務所では、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給しています。「生業扶助」において、高等学校などへの就学費は、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などが支給されます。また、高校生の就労収入について、保護から自立するために大学などへの進学費用に充てる場合などは、一定の要件の下、収入として認定しない取扱いとしています。	高校等へ進学した子どもが、進学を希望する場合には、福祉事務所定款ケースワークや子ども支援費と相談の上、将来の計画（進学）を立て、収入認定除外の処理を適切に行った。	子どもたちが将来に希望を育てるよう支援を継続し、保護世帯からの自立助長を図る。	生活保護扶助費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	生活保護課	
207	1	(1)	1-(1)-①	児童手当 0歳から中学生までの児童を養育している世帯などに手当を支給します。手当の額は児童の年齢や所得に応じて変動します。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資した。	事務を行っている市町村と連携し、適正な支給に向け市町村と協力していく。	児童手当負担金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
208	1	(1)	1-(1)-②	児童扶養手当 父母の離婚、父母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童（ひとり親世帯の子ども）に18歳未満の子が1人または2人以上いる場合、母子世帯など生活の安定と自立を促進します。手当の額は所得に応じて変動します。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。	児童扶養手当制度のパンフレットの作成及び、県のホームページ等での周知活動を展開した。また、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している世帯へのひとり親世帯に対し給付する、子育て世帯生活支援特別給付金と併せて児童扶養手当制度の積極的な案内を行った。	受給者に対し、児童扶養手当制度の周知を改めて行い、町村と協力しながら適正な支給を進めていく。	児童扶養手当給付費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
209	1	(1)	1-(1)-③	特別児童扶養手当 「特別児童扶養手当」は、精神、知的又は身体障がいなどで政令で定める程度以上の障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童を監護している父又は母が養育者として支給される手当です。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。	県ホームページの掲載やパンフレットの配布等を行い、制度の周知に努めた。	今後も引き続きパンフレットの配布等による積極的な周知を行うことを考えていく。	特別児童扶養手当法施行事務費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
210	1	(1)	1-(1)-④	母子父子寡婦福祉資金貸付金（再掲） 配偶者がなく、現に児童を養育している方などに對して、無利子又は低利で各種資金の貸付を行います。	（主な取組実績） 令和5年度母子父子寡婦福祉資金貸付金実績 修学資金：185件 技能習得資金：7件 修業資金：13件 生活資金：8件 就学支度資金：108件 （効果） 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上を図る。	引き続き、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、その自立に必要な福祉資金の貸付けを始めとして生活全般にわたる指導を行い、自立援助と福祉の向上を図る。	母子父子寡婦福祉資金貸付金	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
211	1	(1)	1-(1)-⑤	寡婦（夫）控除のみなし適用 所得税法などにおける寡婦（夫）控除は、これまで結婚していないひとり親世帯に適用されていたため、所得控除額や所得課税額に基づいて算定する利用料などで差が生じないように「のみなし適用」を平成27年7月より実施しています。（今後の税制改正でひとり親にも適用される見通しです。）	令和2年度税制改正を受けて、令和3年度分以後の個人住民税について、結婚していないひとり親世帯には「ひとり親控除」が適用された。	なし	-	-	-	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
212	1	(2)	1-(2)-①	神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター（再掲） 両親が離婚した子どもの健やかな育成のため、離れて暮らす親は養育費を負担し、子どもを育てる親は養育費を支払う必要がります。ひとり親家庭の自立を支援する「母子家庭等就業・自立支援センター」では、養育費の取り決め、確保などを支援するため、家庭裁判所の元調停委員が、離婚前や離婚後など、様々な状況にある方々の専門的な相談対応を行うとともに、同センターや福祉事務所などでも日常的に養育費に関する情報を提供しています。また、福祉事務所等ひとり親世帯の生活全般の相談を行う母子・父子自立支援センターが、養育費について情報を積極的に提供できるよう、支援員研修で養育費に関する講座を実施します。	神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターや養育費確保センターにおいて、養育費に関する相談を受け付けた。 また、ひとり親家庭の方が養育費を受け取ることでできるよう、養育費の取り決めによる立上り世帯の作成や養育費請求調停申立・強制執行申立に係る費用、養育費保証契約に係る費用について補助を行った。	引き続き、本事業を通じて、ひとり親家庭の養育費確保を支援し、ひとり親の自立支援を図っていく。	母子家庭等就業支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
213	1	(3)	1-(3)-①	I 教育の支援 大柱6「教育負担の軽減」(1)～(4)（p42～45）参照 《再掲》			-	-	-	-	-	
214	1	(4)	1-(4)-①	ひとり親家庭等医療費助成事業 市町村が実施主体となり、ひとり親世帯などの世帯が病気で受診した際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成するものです。ただし、子どもの年齢制限や所得制限などがあります。	市町村が助成したひとり親家庭の医療費のうち一部を県が負担し、経済的に支援した。	引き続き、本事業を通じて、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図る。	ひとり親家庭等医療費助成事業費補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
215	1	(4)	1-(4)-②	小児医療費助成事業 市町村が実施主体となり、他の公費負担制度に該当しない場合の小児医療費の自己負担分を給付する事業です。ただし、子どもの年齢制限や所得制限などがあります。	市町村が助成した児童の医療費のうち一部を県が負担し、経済的に支援した。	引き続き、本事業を通じて、小児の健康の確保と経済的負担を軽減していく。	小児医療費助成事業費補助	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
216	1	(4)	1-(4)-③	小児慢性特定疾病医療費助成制度 原則18歳未満で、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたる療養を必要とする児童の入院・通院にかかる医療費の自己負担分の全部又は一部を県で負担します。（所得に応じて自己負担額が異なります。）	小児慢性特定疾病に患っている児童の医療費のうち一部を県が負担し、経済的に支援した。	引き続き、本事業を通じて、小児慢性特定疾病の患者家族の負担軽減を図る。	小児慢性特定疾病医療費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
217	1	(1)	1-(1)-①	県民向けフォーラムの開催 県内各地において、子どもの貧困をテーマとした県民向けフォーラム「子ども支援フォーラム」を開催し、子どもの貧困対策に係る機運醸成を図ります。	子ども支援研修会、交流会を実施した。 【令和5年度実績】 ・子ども支援研修会1回 ・子ども支援交流会1回	引き続き、子ども支援研修会等を実施し、子どもの貧困など困難な環境にある子どもたちを支援し、子どもたちの未来を応援する取組の機運の醸成を図る。	子どもの貧困対策推進事業費（県単）	再掲	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
218	1	(2)	1-(2)-①	地域の人材育成 子ども支援に関する専門的人材を育成するために、県内各地で人材育成セミナーを実施します。	子ども支援研修会、交流会を実施した。 【令和5年度実績】 ・子ども支援研修会1回 ・子ども支援交流会1回	引き続き、子ども支援研修会、交流会等を実施し、子ども支援に関する専門的人材育成に関する支援を行う。	子どもの貧困対策推進事業費（県単）	再掲	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
219	1	(2)	1-(2)-②	民間団体などとの連携した取組み 民間団体と協働連携し、子ども支援活動を支援するサポーターの創出と起ち上げ、子ども支援活動とサポーターとのコーディネートなどを行います。	基金21協働事業は、令和3年度末を以て事業期間が満了。引き続き子ども支援活動を支援するサポーターの創出及び起ち上げ、子ども支援活動とサポーターとのコーディネートを図るため、過去の協働事業について県HPにおいて紹介した。	基金21協働事業の成果を県ホームページで案内するなど、協働事業実施者の取組みについて、周知・広報の協力を行う。	-	-	-	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
220	1	(3)	1-(3)-①	子ども支援団体の交流の提供 県内各地で、子ども支援団体などを対象とした交流会を実施して、子ども支援団体によるネットワークづくりの推進をします。	子ども支援交流会を実施した。 【令和5年度実績】 ・子ども支援交流会1回	引き続き、子ども支援交流会を実施し、子ども支援団体のネットワークづくりの支援を行う。	子どもの貧困対策推進事業費（県単）	再掲	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
221	2	(1)	2-(1)-①	県市町村連絡会議 毎年、地域の事情に応じた取組の働きかけや情報交換などを行い、市町村における子どもの貧困対策の推進を図るために、県市町村連絡会議を開催します。	オンラインにて1回開催し、子どもの貧困対策にかかる情報共有や意見交換を行った。また、各市町村に、子どもの貧困対策にかかる取組の状況を照らし、結果を共有した。	引き続き、県と市町村間で情報共有、連携を行っていく。市町村によって、行き渡り情報に差が出ないように適宜情報提供も行っていく。	-	-	-	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
222	2	(2)	2-(2)-①	かながわ子ども支援協議会 学識者や関係団体、NPO、教員、市町村などが構成されるかながわ子ども支援協議会を運営します。	オンラインにて1回開催し、①神奈川県子ども支援協議会（令和2年度～令和6年度）の令和4年度実績の点検について、②「県子ども支援協議会」の策定に向けた審議体制について意見交換を行った。	「県子ども支援協議会」の策定に向け審議会の再編が行われ、かながわ子ども支援協議会が令和6年3月をもって廃止となった。今後は新たな審議会にて、有識者の意見を求め、子どもの貧困対策施策に反映させていく。	子どもの貧困対策推進事業費（県単）	再掲	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	